

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月22日
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 桐谷 重毅
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	G S エマージング通貨債券ファンド G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	各ファンド5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

G S エマージング通貨債券ファンド

G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース

（以下、両ファンドを総称して「本ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド5,000億円^{*}を上限とします。

* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額^{*}です。

（なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。）

ただし、自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「エマ通債」および「エマ通債年2」）。

* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

（5）【申込手数料】

3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

販売会社によっては各ファンド間においてスイッチング（乗換え）が可能です。詳しくは販売会社までお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご留意ください。詳しくは、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(7)【申込期間】

2019年3月23日から2019年9月20日まで

（注）なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

委託会社の指定する第一種金融商品取引業者(委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)(以下「販売会社」と総称します。)において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

(9)【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、エマージング諸国の現地通貨建て債券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・海外・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり	日経225	ブル・ペア型
一般	年2回	()		なし	T O P I X	条件付運用型
大型株	年4回	日本			その他 ()	ロング・ショート型 ^[1] 絶対収益追求型
中小型株	年6回 (隔月)	北米				その他 ()
債券	年12回 (毎月)	欧州	ファンド・ オブ・ファ ンズ			
一般		アジア				
公債		オセアニア				
社債		中南米				
その他債券	日々	アフリカ				
クレジット属性	その他 ()	中近東 (中東)				
()		エマージング				
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (債券))						
資産複合						
()						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- ・その他資産(投資信託証券(債券))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・年12回(毎月)・・・目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・エマージング・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファンド・オブ・ファンズ・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券などを投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人 投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人 投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、各ファンド金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

本ファンドは「G S エマージング通貨債券ファンド（米ドル売り円買い）」とは別のファンドであり、決算頻度および分配方針等が異なります。ファンドの性格をよくご理解いただいたうえでご投資ください。

<ファンドのポイント>

G S エマージング通貨債券ファンド

1. エマージング諸国の現地通貨建て債券に分散投資を行います。
外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
2. 相対的に高い金利収入と長期的な通貨価値の上昇を捉えることを追求します。
3. 原則として、毎月の決算時（毎月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に分配を行います。

G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース

1. エマージング諸国の現地通貨建て債券に分散投資を行います。
外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
2. 相対的に高い金利収入と長期的な通貨価値の上昇を捉えることを追求します。

本ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）を運用上の参考指標とします。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

(2) 【ファンドの沿革】

G S エマージング通貨債券ファンド

信託設定日は2008年3月28日であり、同日より運用を開始しました。

G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース

信託設定日は2018年3月29日であり、同日より運用を開始しました。

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



* 1 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

* 2 販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングが可能です。くわしくは販売会社までお問い合わせください。

各投資信託証券（以下、総称して「組入れファンド」、「組入れ投資信託証券」または「指定投資信託証券」ということがあります。）への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則として「ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ」の組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

「ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ」で組入れる債券については、各通貨の対米ドルでのヘッジは行いません。

投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金(信託財産といいます。)の運用指図等を行います。

本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することができます。

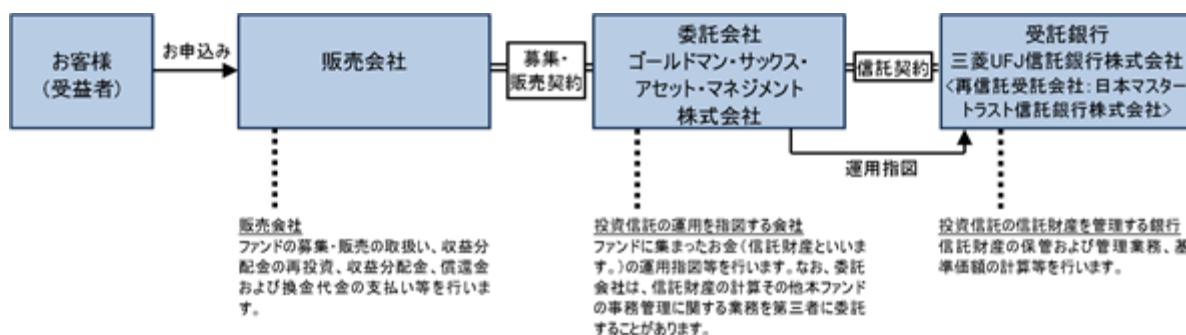
b. 受託会社(三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託銀行」といいます。))

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (G S A M) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界的主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (G S A M) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2018年12月末現在、グループ全体で1兆3,343億米ドル（約148兆円^{*}）の資産を運用しています。

* 米ドルの円貨換算は便宜上、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=111.00円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

委託会社等の概況

a . 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です(本書提出日現在)。

b . 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c . 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	6,400	100

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

a . 基本方針

本ファンドは、信託財産の信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

b . 本ファンドの運用方針

主としてエマージング諸国の現地通貨建て債券を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」ということがあります。）に分散投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

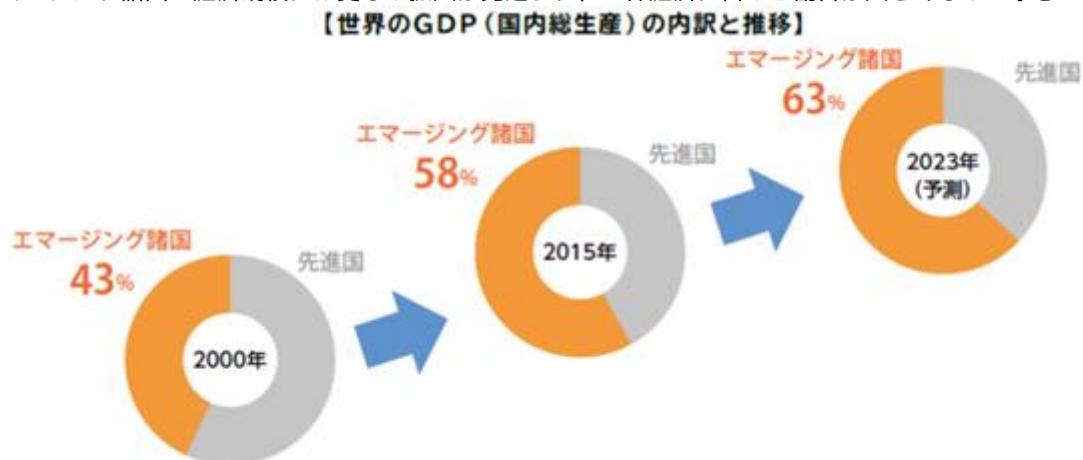
J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）を参考指標とします。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

c. 本ファンドの特色

<世界に占める経済規模の拡大>

エマージング諸国の経済規模には更なる拡大が見込まれ、世界経済に占める割合が大きくなると予想されます。



期間：2000年～2023年（概算値、予測値を含む）

出所：IMF（国際通貨基金）（World Economic Outlook, October 2018）

「先進国」、「エマージング諸国」は IMF による分類 GDP：各国の物価水準に基づく為替レートで換算したGDP

上記は経済や市場等の過去のデータおよび一時点における予測値であり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。

<金利収入の積み上げがパフォーマンスに貢献>

エマージング債券への投資では、相対的に高い金利収入を長期にわたって積み上げることで、長期的に良好なリターンが期待できます。また、通貨価値が上昇（下落）した場合には、通貨価値の変動などからのリターンがパフォーマンスにプラス（マイナス）に寄与します。

【エマージング債券のパフォーマンス】



期間：2002年12月末～2018年12月末

出所：JPモルガン、ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

エマージング債券のリターン：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）のリターン

金利収入などからのリターン：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（現地通貨ベース）のリターン（債券価格の変動も含みます）

通貨価値の変動などからのリターン：「エマージング債券のリターン」から「金利収入などからのリターン」を差引いて算出（すべて2002年12月末を0として算出）

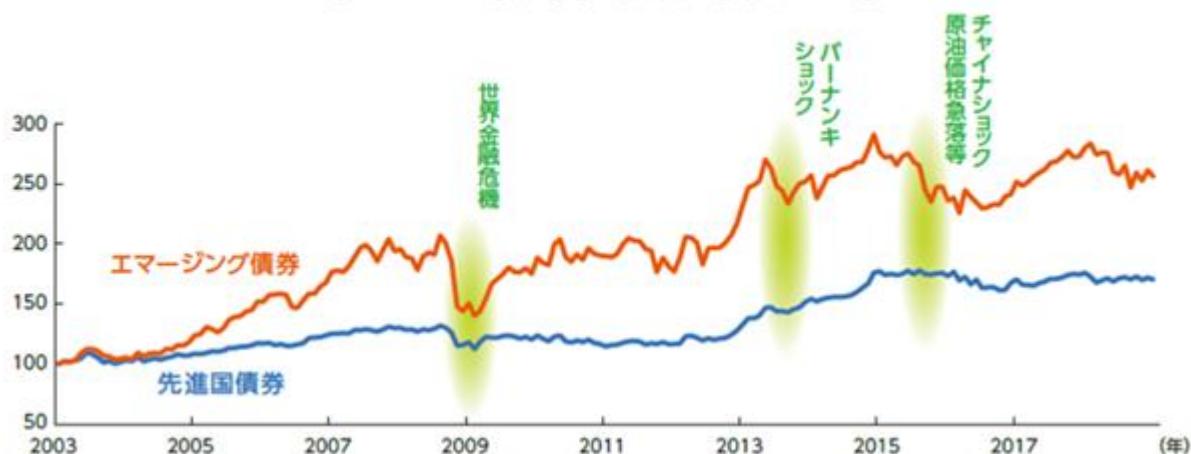
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。上記のエマージング債券とは、現地通貨建てエマージング債券を指します。

エマージング市場への投資には、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産は大幅に減少するリスクが伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは後記「3. 投資リスク」をご覧ください。

<エマージング債券投資のリスク>

エマージング諸国の債券市場は、過去の経済危機時に大幅な下落を経験しました。

【エマージング債券市場の値動きの推移とリスク】



期間：2002年12月末～2018年12月末（2002年12月末を100として指数化）

出所：ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

エマージング債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド
(円ベース)

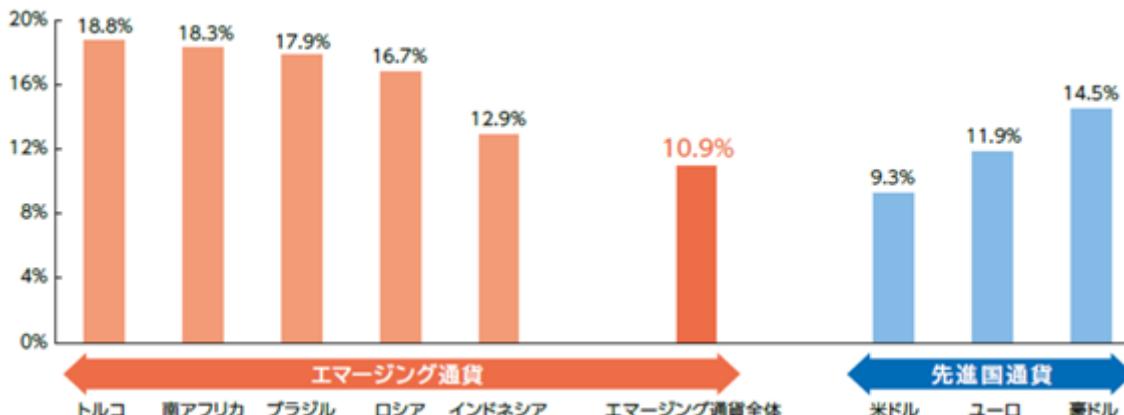
先進国債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（円ベース）

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。上記のエマージング債券とは、現地通貨建てエマージング債券を指します。**本ファンドの実績は、後記「5 運用状況（参考）運用実績」をご覧ください。**

<エマージング通貨投資のリスク>

エマージング通貨は、一般的には先進国の通貨と比較して、価格変動リスクが大きい傾向にあります。通貨を分散することによりリスクの低減が見込まれます。

【通貨リスクの比較(対日本円)】



エマージング通貨については金利収入を含みます。

期間：2002年12月末～2018年12月末

出所：ブルームバーグ

エマージング通貨：JPモルガン・エマージング・ローカル・マーケット・インデックス・プラス（円ベース）およびその構成国の月次リターンの年率標準偏差

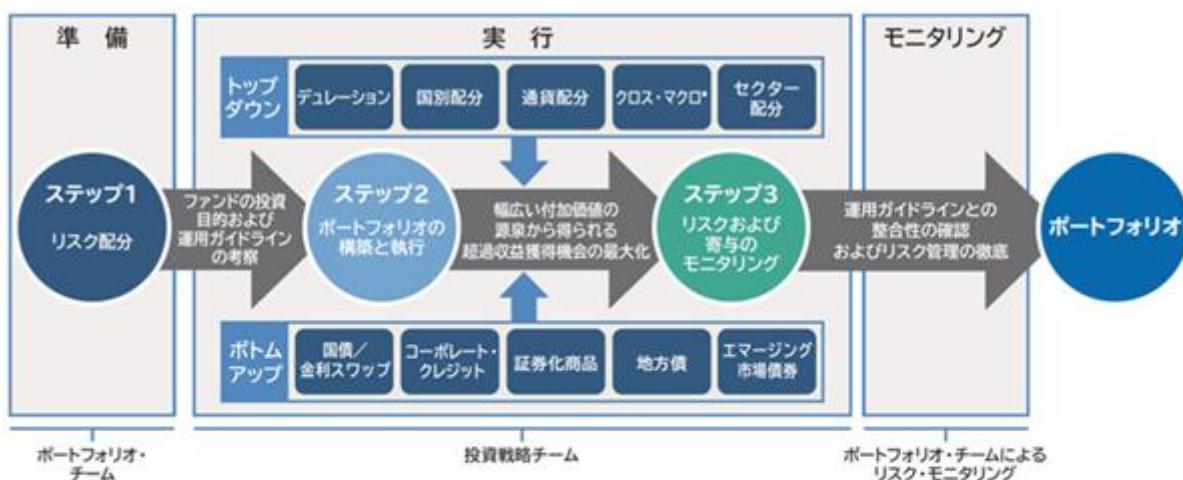
先進国通貨：各通貨の対円為替レートの月次リターンの年率標準偏差

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。

エマージング市場への投資には、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産は大幅に減少するリスクが伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。詳しくは後記「3. 投資リスク」をご覧ください。

<ファンドの運用>

本ファンドが組入れる主な投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。



*「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

銘柄選定のフロー



上記は概念図です。
エマージング諸国における有事（経済危機、政治不安、戦争等）の際には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債および一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。）

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第17条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし4.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(e) 投資対象とする投資信託証券（指定投資信託証券）

本ファンドは、以下の指定投資信託証券を主要投資対象とします。なお、指定投資信託証券は見直されことがあります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	エマージング諸国の主に現地通貨建て債券に投資することにより、収入（インカム・ゲイン）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなるトータル・リターンを獲得することをめざします。
ベンチマーク	J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（米ドル・ベース）
主な投資対象	主にエマージング諸国の現地通貨建ての国債および社債に投資します。 金融デリバティブ商品（金利スワップ、通貨スワップ、NDF等）などにも投資できます。
主な投資制限	単一の発行体の証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。 信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。
運用報酬等	運用報酬： 年率0.80% * 申込手数料： なし 解約手数料： なし 信託財産留保額： なし その他の費用： 管理報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド

(注) 上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われます。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

*上記の数値は実質的な信託報酬率です。上記投資信託証券の運用報酬の一部（年率1.00%のうち、年率0.20%）は、本ファンドに対して毎月払い戻されるため、実質的な信託報酬率は年率0.80%となります。

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

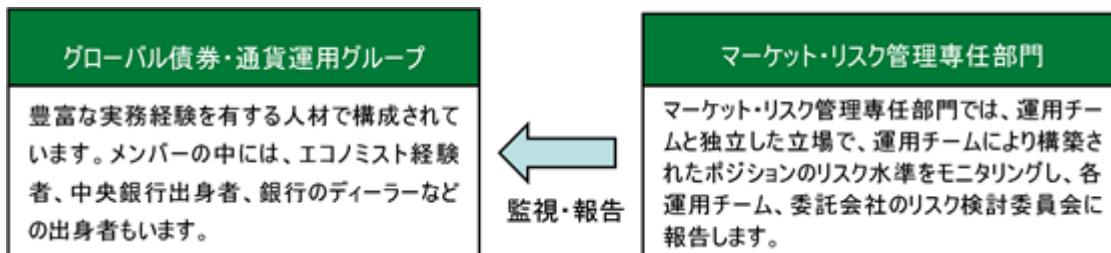
ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス U.S. リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 高格付証券として適格であり、また格付けのない場合には高格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資します。 原則として購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。
主な投資対象	米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券
主な投資制限	通常の状況において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。 他の投資信託証券への投資は行いません。
運用報酬等	運用報酬等： 年率0.35%（管理報酬・保管費用等を含みます。）を上限とします。 申込手数料： なし 解約手数料： なし（一定の条件下を除く）
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

上記は本書提出日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

(3)【運用体制】

a. 組織

本ファンドが組入れる主な投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) 本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(4)【分配方針】

GSエマージング通貨債券ファンド

2008年5月22日以降、毎月決算を行い、毎決算時(毎月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)から、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口 = 1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。

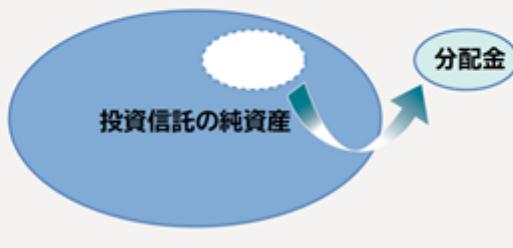
収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

- 1 一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払を開始します。
- 2 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。
- 3 自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申出することができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

<収益分配金に関する留意点>

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

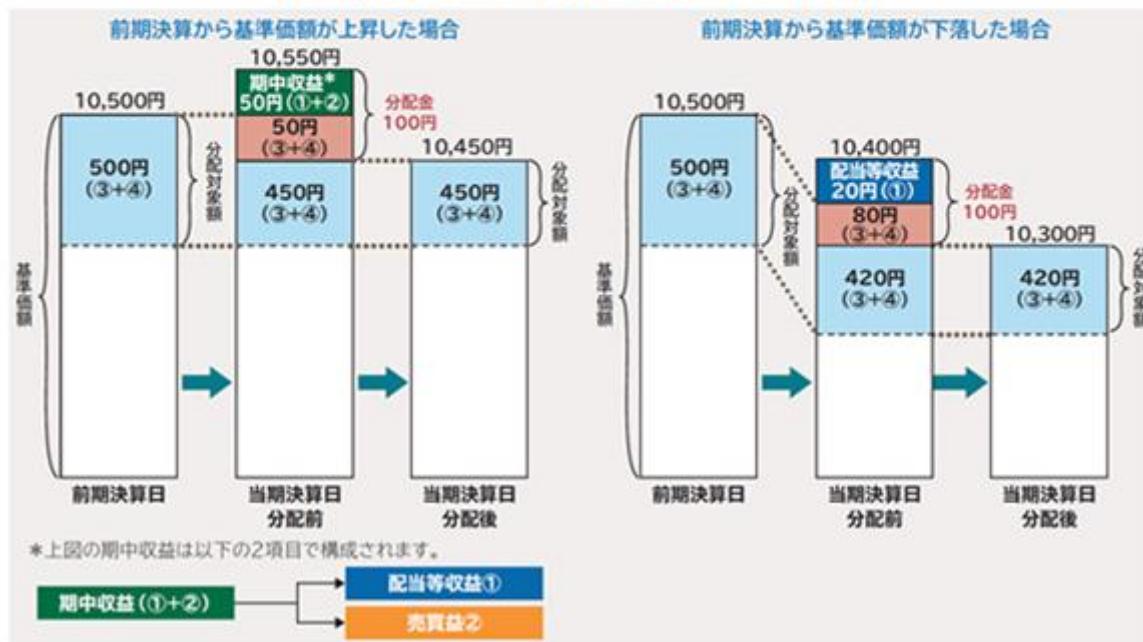


分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益）④収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした額から元本を差引いた差額分）です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご留意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金（特別分配金）として非課税扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資家のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。（特別分配金）

（注）普通分配金に対する課税については、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

① 配当等収益を中心に分配する場合

※年間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定

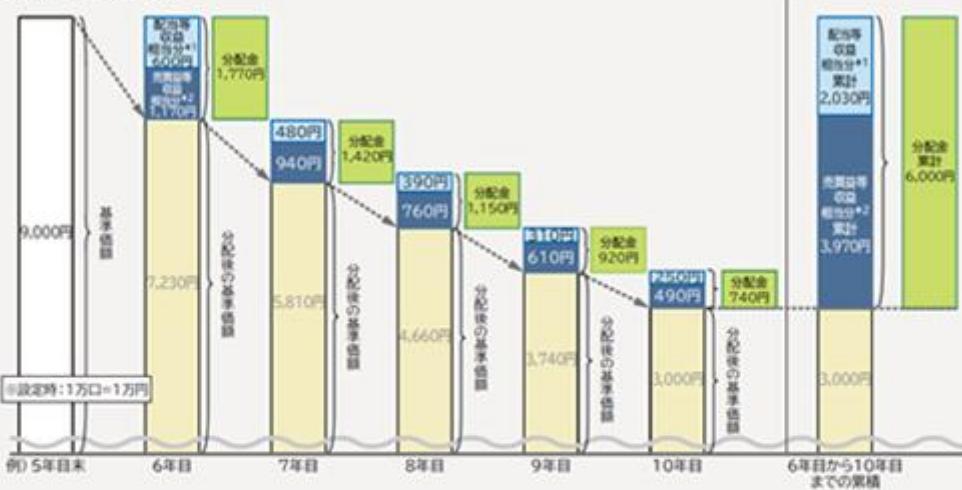
※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご留意ください。



② 配当等収益に加え、売買益（評価益を含みます。）も分配する場合

※年間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご留意ください。



*1 配当等収益相当分には分配準備積立金（当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益）のうち配当等収益を含む場合があります。

*2 売買益等収益相当分には分配準備積立金（当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益）のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注) 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分（配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円）の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円（3,000円+3,970円）になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース

年2回決算を行い、毎決算時(毎年6月22日および12月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)から、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口 = 1万円)を下回る場合においても分配を行なうことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

- 1 一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払を開始します。
- 2 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。
- 3 自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申出することが出来ます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

< 収益分配金に関わる留意点 >

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。

(5)【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
2. 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
3. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
4. 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
5. 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
6. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
7. 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
8. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第21条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

2. 外国為替予約の運用指図（信託約款第22条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

3. 資金の借入れ（信託約款第29条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意ください。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンド（文脈により、組入れる投資信託証券を含む場合、あるいはこれらののみを指す場合があります。）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1. エマージング市場への投資に伴うリスク

エマージング市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が少ないとから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること（このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。）、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

エマージング諸国の債券等の格付けの低い債券については信用リスクがより高くなります。また、エマージング諸国の債券は、先進国の通貨建債券と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有すると考えられます。

エマージング市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。

2. 債券投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、外国債券を投資対象とする投資信託証券を組入れますので、本ファンドへの投資には、債券投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。一般的に債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

3. 為替変動リスク

本ファンドは外国債券を投資対象とする外貨建ての投資信託証券を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

4. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、スワップ取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

5. デリバティブ取引のリスク

本ファンドが組入れる投資信託証券では債券関連のデリバティブに投資することができます。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等さまざまなりスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社および投資顧問会社の見通しと異なった場合に本ファンドが損失を被るリスクを伴います。また、これらデリバティブを債券に組み込んだ仕組債に投資する場合には、当該債券の発行体の信用リスクも伴います。

6. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため、本ファンドが投資対象とする投資信託証券において、組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、各投資信託証券の純資産価格の下落を通じて、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てるため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) 基準価額に関わる留意点

ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託証券に投資する場合は為替レートの影響を反映します。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、組入れ投資信託証券における運用の結果を反映します。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れ投資信託証券が採用する組入資産の評価時点の市場価格を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

(e) 参考指標に関わる留意点

本ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）を運用上の参考指標として運用を行いますが、実際のパフォーマンスは、参考指標を下回ることがあります。また、参考指標とするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(f) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、各ファンドについて受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

(g) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

< 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について >

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
2. FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること
本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関する留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（注1）本書上、リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

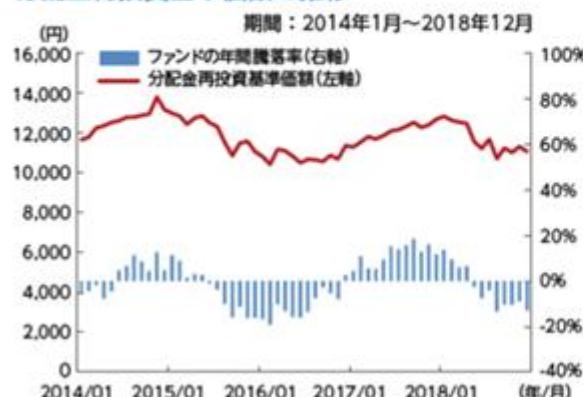
（注2）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

<GS エマージング通貨債券ファンド>

本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

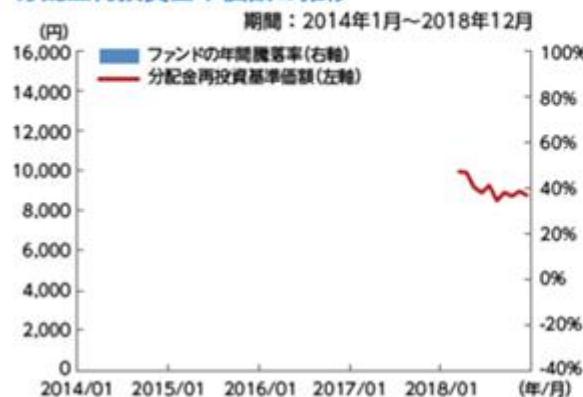


本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



<GS エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース>

本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

- GS エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コースは、ファンドの設定日が2018年3月29日のため、左グラフの分配金再投資基準価額(月次)は2018年3月末以降のデータを表示しています。一方、年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率の表示であるため該当データはありません。また、右グラフのファンドの騰落率については、該当データがなく、代表的な資産クラスについてのみ表示しています。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- (a) 3.78% (税抜3.5%) を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。
- 申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。
- (b) 販売会社によっては各ファンド間においてスイッチング(乗換え)が可能です。詳しくは販売会社までお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金(解約)されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご留意ください。詳しくは、後記「(5)課税上の取扱い」をご覧ください。
- (c) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)請求には手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.0044% (税抜0.93%) を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	配分
委託会社	ファンの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.054% (税抜0.05%)
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.918% (税抜0.85%)
受託銀行	ファンの財産の管理、委託会社からの指図の実行 等	年率0.0324% (税抜0.03%)

ただし、組入れる投資信託証券において、ファンの運用等の対価として年率0.80%程度の運用報酬を別途受領しますので、受益者が実質的に負担する信託報酬は、概算で年率1.8044% (税込) 程度となります。

信託報酬は日々計上され、ファンの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(参考)組入れる投資信託証券の運用報酬等

投資信託証券の名称	運用報酬率(年率)
ルクセントルク籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ	年率0.80%*1
アイルランド籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド	年率0.35%*2

* 1 上記のほか、投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途かかります。

* 2 管理報酬、保管費用等を含む上限。

詳しくは前記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 (e) 投資対象とする投資信託証券(指定投資信託証券)」をご覧ください。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。また、このほかに、組入れる投資信託証券においても、各組入れ投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買手数料等取引に関する費用、信託財産に関する租税等が支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 20.315% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 20.315% ^{*2}

* 1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

* 2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、税法上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・20歳以上の方・・・毎年、年間120万円まで
- ・20歳未満の方・・・毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間（5年）以内に信託期間が終了（繰上償還を含む）した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額（NISA枠）を再利用することはできません。

<個別元本について>

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

<換金時および償還時の課税について>

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

5【運用状況】

(1)【投資状況】

< G S エマージング通貨債券ファンド >

(2018年12月28日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	36,197,248,912	95.97
	アイルランド	1,016,527,318	2.70
小計		37,213,776,230	98.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		502,845,918	1.33
合計(純資産総額)		37,716,622,148	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

< G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース >

(2018年12月28日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	638,747,850	96.47
	アイルランド	16,257,960	2.46
小計		655,005,810	98.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7,100,414	1.07
合計(純資産総額)		662,106,224	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

< G S エマージング通貨債券ファンド >

(2018年12月28日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ シェアクラス	143,656,978.657	251.96	36,197,248,912	251.96	36,197,248,912	95.97
2	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンディンスティテューションナル・アキュムレーション・シェアクラス	723.288	1,405,238.90	1,016,392,440	1,405,425.38	1,016,527,318	2.70

業種別及び種類別投資比率

(2018年12月28日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	98.67
合計	98.67

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

< G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース >

(2018年12月28日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ シェアクラス	2,535,015.483	251.96	638,747,850	251.96	638,747,850	96.47
2	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・ペーパーク - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンディンスティテューションナル・アキュムレーション・シェアクラス	11.568	1,405,238.84	16,255,803	1,405,425.31	16,257,960	2.46

業種別及び種類別投資比率

(2018年12月28日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	98.93
合計	98.93

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

< G S エマージング通貨債券ファンド >

(2018年12月28日現在)

該当事項はありません。

< G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース >

(2018年12月28日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

< G S エマージング通貨債券ファンド >

(2018年12月28日現在)

該当事項はありません。

< G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース >

(2018年12月28日現在)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

< G S エマージング通貨債券ファンド >

2018年12月28日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資 産額(円) (分配落)	1口当たり純資 産額(円) (分配付)
第3特定期間末(2009年6月22日)	39,281	39,643	0.7590	0.7660
第4特定期間末(2009年12月22日)	83,876	84,662	0.7469	0.7539
第5特定期間末(2010年6月22日)	90,053	90,890	0.7534	0.7604
第6特定期間末(2010年12月22日)	92,974	93,766	0.7042	0.7102
第7特定期間末(2011年6月22日)	75,896	76,559	0.6866	0.6926
第8特定期間末(2011年12月22日)	57,299	57,895	0.5767	0.5827
第9特定期間末(2012年6月22日)	50,907	51,426	0.5887	0.5947
第10特定期間末(2012年12月25日)	46,476	46,904	0.6514	0.6574
第11特定期間末(2013年6月24日)	49,914	50,451	0.6511	0.6581
第12特定期間末(2013年12月24日)	40,654	41,094	0.6463	0.6533
第13特定期間末(2014年6月23日)	32,915	33,293	0.6105	0.6175
第14特定期間末(2014年12月22日)	28,292	28,628	0.5899	0.5969
第15特定期間末(2015年6月22日)	23,485	23,795	0.5295	0.5365
第16特定期間末(2015年12月22日)	17,891	18,187	0.4238	0.4308
第17特定期間末(2016年6月22日)	16,495	16,720	0.3655	0.3705
第18特定期間末(2016年12月22日)	16,800	17,030	0.3649	0.3699
第19特定期間末(2017年6月22日)	19,890	20,056	0.3598	0.3628
第20特定期間末(2017年12月22日)	50,385	50,798	0.3656	0.3686
第21特定期間末(2018年6月22日)	41,799	42,207	0.3075	0.3105
第22特定期間末(2018年12月25日)	37,198	37,593	0.2829	0.2859
2017年12月末日	50,187	-	0.3666	-
2018年1月末日	49,295	-	0.3675	-
2月末日	47,736	-	0.3591	-
3月末日	47,319	-	0.3532	-
4月末日	47,276	-	0.3484	-
5月末日	43,522	-	0.3200	-
6月末日	41,799	-	0.3076	-
7月末日	43,045	-	0.3170	-
8月末日	38,603	-	0.2879	-
9月末日	39,627	-	0.2990	-
10月末日	38,308	-	0.2900	-
11月末日	38,833	-	0.2948	-
12月末日	37,716	-	0.2852	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

< G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース >

2018年12月28日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額(円) (分配落)	1口当たり純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末(2018年6月22日)	219	219	0.8909	0.8909
第2計算期間末(2018年12月25日)	649	649	0.8706	0.8706
2018年3月末日	34	-	0.9973	-
4月末日	100	-	0.9924	-
5月末日	143	-	0.9182	-
6月末日	245	-	0.8913	-
7月末日	388	-	0.9270	-
8月末日	508	-	0.8505	-
9月末日	582	-	0.8922	-
10月末日	625	-	0.8742	-
11月末日	664	-	0.8979	-
12月末日	662	-	0.8778	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

< G S エマージング通貨債券ファンド >

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第3特定期間	2008年12月23日～2009年6月22日	0.0420
第4特定期間	2009年6月23日～2009年12月22日	0.0420
第5特定期間	2009年12月23日～2010年6月22日	0.0420
第6特定期間	2010年6月23日～2010年12月22日	0.0410
第7特定期間	2010年12月23日～2011年6月22日	0.0360
第8特定期間	2011年6月23日～2011年12月22日	0.0360
第9特定期間	2011年12月23日～2012年6月22日	0.0360
第10特定期間	2012年6月23日～2012年12月25日	0.0360
第11特定期間	2012年12月26日～2013年6月24日	0.0390
第12特定期間	2013年6月25日～2013年12月24日	0.0420
第13特定期間	2013年12月25日～2014年6月23日	0.0420
第14特定期間	2014年6月24日～2014年12月22日	0.0420
第15特定期間	2014年12月23日～2015年6月22日	0.0420
第16特定期間	2015年6月23日～2015年12月22日	0.0420
第17特定期間	2015年12月23日～2016年6月22日	0.0380
第18特定期間	2016年6月23日～2016年12月22日	0.0300
第19特定期間	2016年12月23日～2017年6月22日	0.0180
第20特定期間	2017年6月23日～2017年12月22日	0.0180
第21特定期間	2017年12月23日～2018年6月22日	0.0180
第22特定期間	2018年6月23日～2018年12月25日	0.0180

< G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース >

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	2018年3月29日～2018年6月22日	0.0000
第2計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	0.0000

【収益率の推移】

< G S エマージング通貨債券ファンド >

期	期間	収益率(%)
第3特定期間	2008年12月23日～2009年6月22日	17.6
第4特定期間	2009年6月23日～2009年12月22日	3.9
第5特定期間	2009年12月23日～2010年6月22日	6.5
第6特定期間	2010年6月23日～2010年12月22日	1.1
第7特定期間	2010年12月23日～2011年6月22日	2.6
第8特定期間	2011年6月23日～2011年12月22日	10.8
第9特定期間	2011年12月23日～2012年6月22日	8.3
第10特定期間	2012年6月23日～2012年12月25日	16.8
第11特定期間	2012年12月26日～2013年6月24日	5.9
第12特定期間	2013年6月25日～2013年12月24日	5.7
第13特定期間	2013年12月25日～2014年6月23日	1.0
第14特定期間	2014年6月24日～2014年12月22日	3.5
第15特定期間	2014年12月23日～2015年6月22日	3.1
第16特定期間	2015年6月23日～2015年12月22日	12.0
第17特定期間	2015年12月23日～2016年6月22日	4.8
第18特定期間	2016年6月23日～2016年12月22日	8.0
第19特定期間	2016年12月23日～2017年6月22日	3.5
第20特定期間	2017年6月23日～2017年12月22日	6.6
第21特定期間	2017年12月23日～2018年6月22日	11.0
第22特定期間	2018年6月23日～2018年12月25日	2.1

< G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース >

期	期間	収益率(%)
第1計算期間	2018年3月29日～2018年6月22日	10.9
第2計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	2.3

(4)【設定及び解約の実績】

< G S エマージング通貨債券ファンド >

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第3特定期間	2008年12月23日～2009年6月22日	33,545,550,426	3,933,357,628	51,754,207,904
第4特定期間	2009年6月23日～2009年12月22日	69,931,642,831	9,384,895,042	112,300,955,693
第5特定期間	2009年12月23日～2010年6月22日	37,263,224,872	30,032,042,233	119,532,138,332
第6特定期間	2010年6月23日～2010年12月22日	32,633,225,240	20,128,114,929	132,037,248,643
第7特定期間	2010年12月23日～2011年6月22日	10,410,170,391	31,901,052,111	110,546,366,923
第8特定期間	2011年6月23日～2011年12月22日	4,298,261,880	15,489,341,896	99,355,286,907
第9特定期間	2011年12月23日～2012年6月22日	3,869,822,529	16,747,700,933	86,477,408,503
第10特定期間	2012年6月23日～2012年12月25日	4,316,078,503	19,440,754,096	71,352,732,910
第11特定期間	2012年12月26日～2013年6月24日	21,299,603,315	15,992,830,978	76,659,505,247
第12特定期間	2013年6月25日～2013年12月24日	4,179,484,159	17,936,090,385	62,902,899,021
第13特定期間	2013年12月25日～2014年6月23日	3,214,646,560	12,202,817,952	53,914,727,629
第14特定期間	2014年6月24日～2014年12月22日	5,240,738,182	11,193,403,813	47,962,061,998
第15特定期間	2014年12月23日～2015年6月22日	4,700,256,231	8,312,723,807	44,349,594,422
第16特定期間	2015年6月23日～2015年12月22日	4,013,303,154	6,143,599,045	42,219,298,531
第17特定期間	2015年12月23日～2016年6月22日	7,436,417,744	4,526,439,291	45,129,276,984
第18特定期間	2016年6月23日～2016年12月22日	6,645,221,271	5,731,465,441	46,043,032,814
第19特定期間	2016年12月23日～2017年6月22日	21,799,456,691	12,560,676,592	55,281,812,913
第20特定期間	2017年6月23日～2017年12月22日	117,013,224,282	34,462,610,849	137,832,426,346
第21特定期間	2017年12月23日～2018年6月22日	18,893,439,311	20,783,675,844	135,942,189,813
第22特定期間	2018年6月23日～2018年12月25日	8,089,833,144	12,539,099,819	131,492,923,138

< G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース >

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	2018年3月29日～2018年6月22日	255,960,050	10,000,000	245,960,050
第2計算期間	2018年6月23日～2018年12月25日	531,485,144	31,949,491	745,495,703

(注) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考)運用実績

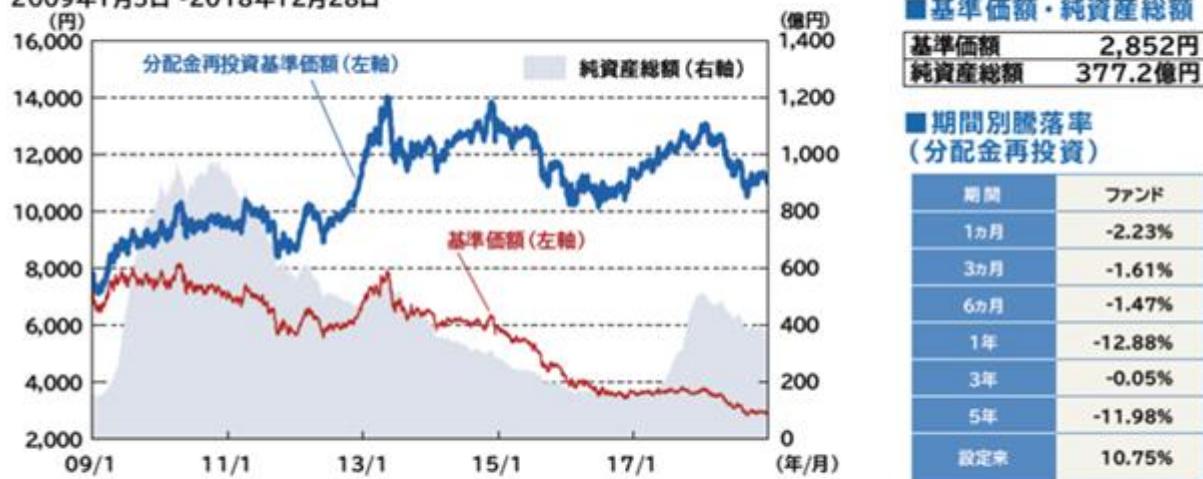
最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

<GS エマージング通貨債券ファンド>

■基準価額・純資産の推移

2009年1月5日～2018年12月28日



●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	18/1/22	18/2/22	18/3/22	18/4/23	18/5/22	18/6/22	18/7/23	18/8/22	18/9/25	18/10/22	18/11/22	18/12/25	直近1年累計	設定来累計
分配金	30円	30円	30円	360円	7,790円									

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■主要な資産の状況

組入上位銘柄*

	銘柄名	償還日	クーポン	比率
1	南アフリカ国債	2035/2/28	8.875%	2.7%
2	南アフリカ国債	2037/1/31	8.500%	2.7%
3	タイ国債	2021/12/17	3.650%	2.2%
4	ブラジル国債	2021/1/1	10.000%	2.1%
5	トルコ国債	2023/1/18	12.200%	2.1%
6	インドネシア国債(クレジット・リンク債)	2029/3/19	9.000%	2.0%
7	インドネシア国債(クレジット・リンク債)	2031/5/19	8.750%	1.9%
8	ブラジル国債	2027/1/1	10.000%	1.7%
9	ロシア国債	2024/2/28	6.500%	1.7%
10	ブラジル国債	2023/1/1	10.000%	1.5%

*組入れ投資信託証券であるゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオの実績(比率は本ファンドの実質組入比率)を表示しています。

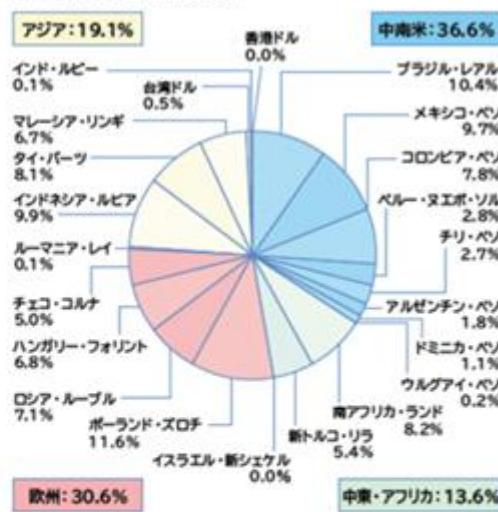
■年間收益率の推移



●本ファンドの收益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

●本ファンドにベンチマークはありません。

ファンドの通貨配分比率



※組入れファンドであるゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオにおいて実質的にエマージング通貨に投資している比率の合計を100%として計算しています。円グラフには、ロング(買い)ポジションのみを表記しており、上記以外にショート(売り)ポジション(売りの為替予約取引等)として中国・人民元(比率:-4.1%)、フィリピン・ペソ(比率:-1.3%)、韓国ウォン(比率:-0.7%)の保有がございます。なお、地域別の比率は、ロング、ショート両方のポジションを合計して表記しています。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

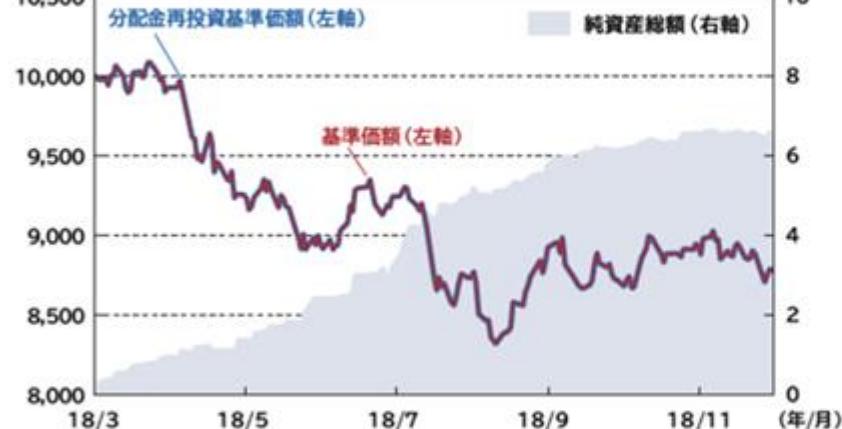
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

<GS エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース>

■基準価額・純資産の推移

2018年3月29日(設定日)~2018年12月28日

(円)
10,500



2018年12月28日現在

■基準価額・純資産総額

基準価額	8,778円
純資産総額	6.6億円

■期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヶ月	-2.24%
3ヶ月	-1.16%
6ヶ月	-1.51%
1年	-
3年	-
5年	-
設定来	-12.22%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	-	-	-	18/6/22	18/12/25	設定来累計
分配金	-	-	-	0円	0円	0円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■主要な資産の状況

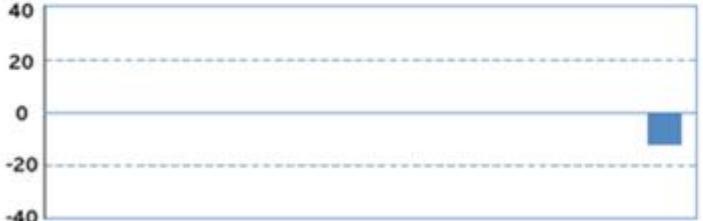
組入上位銘柄*

順位	銘柄名	償還日	クーポン	比率
1	南アフリカ国債	2035/2/28	8.875%	2.8%
2	南アフリカ国債	2037/1/31	8.500%	2.7%
3	タイ国債	2021/12/17	3.650%	2.2%
4	ブラジル国債	2021/1/1	10.000%	2.1%
5	トルコ国債	2023/1/18	12.200%	2.1%
6	インドネシア国債(クレジット・リンク債)	2029/3/19	9.000%	2.1%
7	インドネシア国債(クレジット・リンク債)	2031/5/19	8.750%	1.9%
8	ブラジル国債	2027/1/1	10.000%	1.8%
9	ロシア国債	2024/2/28	6.500%	1.7%
10	ブラジル国債	2023/1/1	10.000%	1.5%

* 組入れ投資信託証券であるゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオの実績(比率は本ファンドの実質組入比率)を表示しています。

■年間收益率の推移

(%)

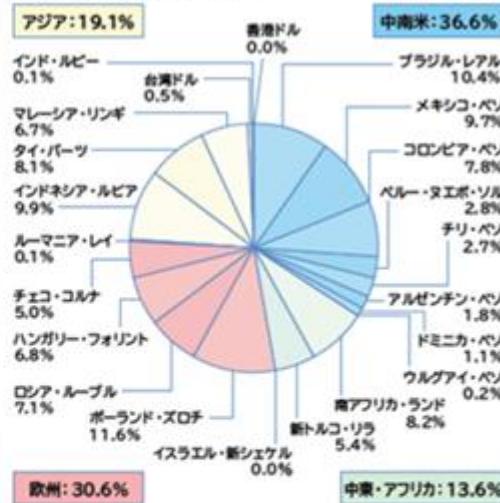


●本ファンドの收益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

●本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間收益率について記載しておりません。

●2018年は設定日(3月29日)から運用実績作成基準日までの收益率を表示しています。

ファンドの通貨配分比率



※組入れファンドであるゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオにおいて実質的にエマージング通貨に投資している比率の合計を100%として計算しています。円グラフには、ロング(買い)ポジションのみを表記しており、上記以外にショート(売り)ポジション(売りの為替予約取引等)として中国・人民元(比率:-4.1%)、フィリピン・ペソ(比率:-1.3%)、韓国ウォン(比率:-0.7%)の保有がございます。なお、地域別の比率は、ロング、ショート両方のポジションを合計して表記しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日（以下「ファンド休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引きかれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただることになります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「エマ通債」および「エマ通債年2」）。

(4) お買付単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 販売会社によっては、各ファンド間においてスイッチング（乗換え）が可能です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金（解約）されるファンドに対して換金にかかる税金が課されることにつきご留意ください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ファンド休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 受益者は、販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「エマ通債」および「エマ通債年2」）。

(5) 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「エマ通債」および「エマ通債年2」）。年2回（6月および12月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

< GS エマージング通貨債券ファンド >

信託期間は2008年3月28日から開始し、2028年3月22日を終了日とします。なお、委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。また、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

< GS エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース >

信託期間は2008年3月29日から開始し、2028年3月22日を終了日とします。なお、委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。また、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 【計算期間】

< GS エマージング通貨債券ファンド >

計算期間は、毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2008年3月28日から2008年5月22日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

< GS エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース >

計算期間は、毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は信託契約締結日から2018年6月22日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) 【その他】

a . 信託の終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドについて受益権の総口数が30億口を下ることとなった場合には、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、 および の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本 および下記b .において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、から までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b .に記載する受益者の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b .に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

b . 約款変更等

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本 b .「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、 の事項(の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

から までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

c . 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が本ファンドの一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指

団型投資信託に該当するため、上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する重大な約款変更等を行う場合において、法令に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

d. 関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることができます。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、以下に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 投資信託証券の登録の管理

投資信託財産に属する外国投資信託証券については、受託銀行名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

h. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本h.において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

i. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

j. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、外国投資証券にかかる買戻し請求、外国投資証券の償還の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

k . 再投資の指図

委託会社は、上記 j . の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

l . 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ・他の受益者の氏名または名称および住所
- ・他の受益者が有する受益権の内容

m . 信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められたときは、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託期間を延長することができます。

n . 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）ならびに交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、当該販売会社に対する支払をもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) GS エマージング通貨債券ファンド及びGS エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コースの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) GS エマージング通貨債券ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) GS エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コースの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (4) GS エマージング通貨債券ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成30年6月23日から平成30年12月25日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。
- (5) GS エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コースは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成30年6月23日から平成30年12月25日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【G S エマージング通貨債券ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (平成30年6月22日現在)	当期 (平成30年12月25日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	4,436	4,437
コール・ローン	892,797,167	1,227,146,831
投資証券	<u>41,456,723,836</u>	<u>36,901,851,384</u>
流動資産合計	<u>42,349,525,439</u>	<u>38,129,002,652</u>
資産合計	<u>42,349,525,439</u>	<u>38,129,002,652</u>
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	938,700
未払金	-	462,294,000
未払収益分配金	407,826,569	394,478,769
未払解約金	103,400,208	37,466,547
未払受託者報酬	1,204,069	1,128,548
未払委託者報酬	36,122,015	33,856,424
未払利息	2,450	3,378
その他未払費用	<u>1,047,528</u>	-
流動負債合計	<u>549,602,839</u>	<u>930,166,366</u>
負債合計	<u>549,602,839</u>	<u>930,166,366</u>
純資産の部		
元本等		
元本	135,942,189,813	131,492,923,138
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	94,142,267,213	94,294,086,852
(分配準備積立金)	1,689,791,498	2,026,302,979
元本等合計	<u>41,799,922,600</u>	<u>37,198,836,286</u>
純資産合計	<u>41,799,922,600</u>	<u>37,198,836,286</u>
負債純資産合計	<u>42,349,525,439</u>	<u>38,129,002,652</u>

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成29年12月23日 至 平成30年 6月22日	当期 自 平成30年 6月23日 至 平成30年12月25日
営業収益		
受取配当金	3,499,094,290	3,040,617,156
有価証券売買等損益	7,231,101,444	3,841,210,729
為替差損益	1,480,555,858	75,352,425
その他収益	46,014,944	39,021,057
営業収益合計	5,166,548,068	686,220,091
営業費用		
支払利息	289,556	222,154
受託者報酬	7,657,836	6,585,975
委託者報酬	229,735,103	197,579,119
その他費用	3,238,420	4,735,469
営業費用合計	240,920,915	209,122,717
営業利益又は営業損失()	5,407,468,983	895,342,808
経常利益又は経常損失()	5,407,468,983	895,342,808
当期純利益又は当期純損失()	5,407,468,983	895,342,808
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	22,407,386	17,666,329
期首剩余金又は期首次損金()	87,447,004,594	94,142,267,213
剩余金増加額又は欠損金減少額	13,267,180,903	8,782,384,454
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	13,267,180,903	8,782,384,454
剩余金減少額又は欠損金増加額	12,149,921,446	5,663,349,189
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	12,149,921,446	5,663,349,189
分配金	2,427,460,479	2,393,178,425
期末剩余金又は期末欠損金()	94,142,267,213	94,294,086,852

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成29年12月23日 至 平成30年 6月22日	当期 自 平成30年 6月23日 至 平成30年12月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p>	<p>投資証券</p> <p>同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2)</p>	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p> <p>(2) 特定期間の取扱い</p> <p>平成30年12月22日から12月24日までが休業日のため、当特定期間末日は平成30年12月25日としております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成30年6月22日現在)	当期 (平成30年12月25日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	137,832,426,346円	135,942,189,813円
期中追加設定元本額	18,893,439,311円	8,089,833,144円
期中一部解約元本額	20,783,675,844円	12,539,099,819円
2. 受益権の総数	135,942,189,813口	131,492,923,138口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は94,142,267,213円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は94,294,086,852円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 平成29年12月23日 至 平成30年 6月22日	当期 自 平成30年 6月23日 至 平成30年12月25日
分配金の計算過程		
	平成29年12月23日から 平成30年 1月22日までの計算期間	平成30年 6月23日から 平成30年 7月23日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	551,790,237円	547,023,529円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	10,119,767,801円	10,262,231,185円
分配準備積立金額	886,951,839円	1,671,040,937円
本ファンドの分配対象収益額	11,558,509,877円	12,480,295,651円
本ファンドの期末残存口数	135,691,912,951口	135,766,498,688口
10,000口当たり収益分配対象額	851円	919円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	407,075,738円	407,299,496円
	平成30年 1月23日から 平成30年 2月22日までの計算期間	平成30年 7月24日から 平成30年 8月22日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	516,937,675円	497,542,991円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	9,933,754,476円	10,179,906,863円
分配準備積立金額	984,284,535円	1,768,065,255円
本ファンドの分配対象収益額	11,434,976,686円	12,445,515,109円
本ファンドの期末残存口数	132,842,235,685口	134,359,929,484口
10,000口当たり収益分配対象額	860円	926円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	398,526,707円	403,079,788円
	平成30年 2月23日から 平成30年 3月22日までの計算期間	平成30年 8月23日から 平成30年 9月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	549,572,261円	521,535,499円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	10,000,735,559円	10,037,304,219円
分配準備積立金額	1,081,394,806円	1,822,513,506円
本ファンドの分配対象収益額	11,631,702,626円	12,381,353,224円
本ファンドの期末残存口数	133,366,775,808口	132,316,467,126口
10,000口当たり収益分配対象額	872円	935円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	400,100,327円	396,949,401円

区分	前期 自 平成29年12月23日 至 平成30年 6月22日	当期 自 平成30年 6月23日 至 平成30年12月25日
	平成30年 3月23日から 平成30年 4月23日までの計算期間	平成30年 9月26日から 平成30年10月22日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	568,664,032円 - 円	458,574,537円 - 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	10,170,222,601円	10,058,589,560円
分配準備積立金額	1,220,517,524円	1,923,818,507円
本ファンドの分配対象収益額	11,959,404,157円	12,440,982,604円
本ファンドの期末残存口数	135,253,906,213口	132,294,010,915口
10,000口当たり収益分配対象額	884円	940円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	405,761,718円	396,882,032円
	平成30年 4月24日から 平成30年 5月22日までの計算期間	平成30年10月23日から 平成30年11月22日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	587,371,929円 - 円	460,781,056円 - 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	10,246,907,335円	10,016,536,518円
分配準備積立金額	1,375,594,551円	1,954,981,409円
本ファンドの分配対象収益額	12,209,873,815円	12,432,298,983円
本ファンドの期末残存口数	136,056,473,430口	131,496,313,234口
10,000口当たり収益分配対象額	897円	945円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	408,169,420円	394,488,939円
	平成30年 5月23日から 平成30年 6月22日までの計算期間	平成30年11月23日から 平成30年12月25日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	563,994,396円 - 円	418,665,872円 - 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	10,258,701,603円	10,035,879,832円
分配準備積立金額	1,533,623,671円	2,002,115,876円
本ファンドの分配対象収益額	12,356,319,670円	12,456,661,580円
本ファンドの期末残存口数	135,942,189,813口	131,492,923,138口
10,000口当たり収益分配対象額	908円	947円
10,000口当たり分配金額	30円	30円
収益分配金金額	407,826,569円	394,478,769円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成29年12月23日 至 平成30年 6月22日	当期 自 平成30年 6月23日 至 平成30年12月25日
1 . 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2 . 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は投資証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 平成29年12月23日 至 平成30年 6月22日	当期 自 平成30年 6月23日 至 平成30年12月25日
1 . 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2 . 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成30年 6月22日現在)	当期 (平成30年12月25日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	2,084,715,705	304,039,058
合計	2,084,715,705	304,039,058

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	種類	前期(平成30年6月22日現在)				当期(平成30年12月25日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	-	-	-	-	463,106,700	-	462,168,000	938,700
	合計	-	-	-	-	463,106,700	-	462,168,000	938,700

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (平成30年6月22日現在)	当期 (平成30年12月25日現在)
1口当たり純資産額	0.3075円	0.2829円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・ エマージング・マーケット・デット・ ローカル・ポートフォリオ シェアクラス	143,656,978.657	326,101,341.55		
		ゴールドマン・サックス・ファンズ・ ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューションナル・アキュム レーション・シェアク拉斯	723.288	9,156,688.65		
				335,258,030.20		
				(36,901,851,384)		
合計				36,901,851,384		
				(36,901,851,384)		

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

【G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成30年6月22日現在)	第2期 (平成30年12月25日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	24,211,000	-
コール・ローン	10,963,864	16,608,994
投資証券	243,697,538	649,515,785
流動資産合計	<u>278,872,402</u>	<u>666,124,779</u>
資産合計	<u>278,872,402</u>	<u>666,124,779</u>
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	32,800	29,055
未払金	59,427,000	14,309,100
未払受託者報酬	8,793	85,362
未払委託者報酬	263,713	2,560,790
未払利息	30	45
その他未払費用	13,513	131,400
流動負債合計	<u>59,745,849</u>	<u>17,115,752</u>
負債合計	<u>59,745,849</u>	<u>17,115,752</u>
純資産の部		
元本等		
元本	245,960,050	745,495,703
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	26,833,497	96,486,676
(分配準備積立金)	4,907,580	42,609,090
元本等合計	<u>219,126,553</u>	<u>649,009,027</u>
純資産合計	<u>219,126,553</u>	<u>649,009,027</u>
負債純資産合計	<u>278,872,402</u>	<u>666,124,779</u>

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 平成30年3月29日 至 平成30年6月22日	第2期 自 平成30年6月23日 至 平成30年12月25日
営業収益		
受取配当金	5,248,643	40,951,037
有価証券売買等損益	24,092,790	50,571,478
為替差損益	3,377,246	5,813,802
その他収益	35,061	444,235
営業収益合計	15,431,840	14,990,008
営業費用		
支払利息	1,644	4,462
受託者報酬	8,793	85,362
委託者報酬	263,713	2,560,790
その他費用	26,473	226,198
営業費用合計	300,623	2,876,812
営業利益又は営業損失()	15,732,463	17,866,820
経常利益又は経常損失()	15,732,463	17,866,820
当期純利益又は当期純損失()	15,732,463	17,866,820
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	288,679	445,637
期首剩余金又は期首次損金()	-	26,833,497
剩余金増加額又は欠損金減少額	71,321	3,276,623
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	71,321	3,276,623
剩余金減少額又は欠損金増加額	11,461,034	54,617,345
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	11,461,034	54,617,345
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	26,833,497	96,486,676

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 自 平成30年3月29日 至 平成30年6月22日	第2期 自 平成30年6月23日 至 平成30年12月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p>	<p>投資証券</p> <p>同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2)</p>	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p> <p>(2) 計算期間の取扱い</p> <p>平成30年12月22日から12月24日までが休業日のため、当計算期間末日は平成30年12月25日としております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 (平成30年6月22日現在)	第2期 (平成30年12月25日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	34,451,561円	245,960,050円
期中追加設定元本額	221,508,489円	531,485,144円
期中一部解約元本額	10,000,000円	31,949,491円
2. 受益権の総数	245,960,050口	745,495,703口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は26,833,497円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は96,486,676円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第1期 自 平成30年3月29日 至 平成30年6月22日	第2期 自 平成30年6月23日 至 平成30年12月25日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	4,907,580円	38,112,061円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	4,032,261円	31,888,746円
分配準備積立金額	- 円	4,497,029円
本ファンドの分配対象収益額	8,939,841円	74,497,836円
本ファンドの期末残存口数	245,960,050口	745,495,703口
10,000口当たり収益分配対象額	363円	999円
10,000口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自 平成30年3月29日 至 平成30年6月22日	第2期 自 平成30年6月23日 至 平成30年12月25日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>本ファンドが保有する主な金融資産は投資証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 自 平成30年3月29日 至 平成30年6月22日	第2期 自 平成30年6月23日 至 平成30年12月25日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 (平成30年6月22日現在)	第2期 (平成30年12月25日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	23,581,227	45,594,046
合計	23,581,227	45,594,046

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	種類	第1期(平成30年6月22日現在)				第2期(平成30年12月25日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	35,236,800	-	35,204,000	32,800	14,334,255	-	14,305,200	29,055
合計		35,236,800	-	35,204,000	32,800	14,334,255	-	14,305,200	29,055

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第1期 (平成30年6月22日現在)	第2期 (平成30年12月25日現在)
1口当たり純資産額	0.8909円	0.8706円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・ エマージング・マーケット・デット・ ローカル・ポートフォリオ シェアクラス	2,535,015.483	5,754,485.14		
		ゴールドマン・サックス・ファンズ・ ピーエルシー - ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューションナル・アキュム レーション・シェアク拉斯	11.568	146,448.68		
				5,900,933.82		
				(649,515,785)		
合計				649,515,785		
				(649,515,785)		

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

参考情報

GS エマージング通貨債券ファンド及びGS エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コースは「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ シェアクラス」を主要投資対象としております。

「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ シェアクラス」は、ルクセンブルク籍の会社型の外国投資信託です。同投資証券は、平成29年11月30日に計算期間が終了し、ルクセンブルクにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されております。

なお、この投資証券について、以下に記載する「資産負債計算書」及び「投資有価証券明細表」等の情報は、財務書類から抜粋・翻訳したものであり、全てのクラスが対象となっております。また、以下に記載する情報は監査対象外です。

ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・

ローカル・ポートフォリオ シェアクラス

資産負債計算書
平成29年11月30日現在

(単位:米ドル)

資産

デリバティブを除く投資有価証券時価評価額	2,328,943,751
ノン・デリバブル債券先渡取引にかかる未実現利益	52,132
外国為替予約取引および特定クラス投資信託証券の外国為替予約取引にかかる未実現利益	55,263,256
先物およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券の先物にかかる未実現利益	317,340
スワップ契約およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券のスワップ契約にかかる未実現利益	12,776,862
スワップ契約にかかる前払金	6,905,096
買建オプションの時価	273,938
現金	56,140,394
差入保証金	45,428,736
投資信託証券売却未収金	36,091,428
未収配当金	207,578
スワップ契約にかかる利息を除く未収利息	34,075,295
スワップ契約にかかる未収利息	299,687
未収利息税還付金	212,492
未収投資顧問報酬調整額	437
その他資産	644
資産合計	2,576,989,066
負債	
当座借越	387
受入保証金	12,300,000
外国為替予約取引および特定クラス投資信託証券の外国為替予約取引にかかる未実現損失	57,764,360
先物およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券の先物にかかる未実現損失	1,669
スワップ契約およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券のスワップ契約にかかる未実現損失	22,226,442
スワップ契約にかかる前受金	2,518,295
投資購入未払金	69,361,463
投資信託証券買戻未払金	1,119,817
スワップ契約にかかる未払利息	991,247
未払分配金	23
未払投資顧問報酬	1,307,743
未払管理事務代行報酬	63,817
未払保管費用	362,873
未払販売報酬およびサービス報酬	5,479
未払名義書換事務代行報酬	37,454
未払年次税	26,713
未払キャピタル・ゲイン税	850,046
未払監査報酬	21,693
未払理会社報酬	21,189
未払取締役報酬	5,285
未払弁護士報酬	21,080
未払保険料	69,847
未払印刷費	15,248
未払税務報告報酬	61,596
未払支払代理人報酬	8,390
未払規制報告報酬	19,482
その他負債	45,274
負債合計	169,226,912
投資主資本	2,407,762,154

投資有価証券明細表
平成29年11月30日現在

額面	銘柄名称	通貨	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	投資主 資本割合 (%)
公認の金融商品取引所に上場されている譲渡性有価証券						
社債 - 1.79%						
アルゼンチン						
133,400,000	Banco Macro S.A.	ARS	17.500%	08/05/2022	7,285,394	0.30
ケイマン諸島						
801,667	Mestenio Ltd.	USD	8.500%	02/01/2020	843,754	0.04
メキシコ						
139,590,000	America Movil SAB de CV	MXN	6.000%	09/06/2019	7,325,377	0.30
ペルー						
39,675,000	Banco de Credito del Peru	PEN	4.850%	30/10/2020	12,335,551	0.51
南アフリカ						
204,000,000	Transnet SOC Ltd.	ZAR	10.000%	30/03/2029	13,651,183	0.57
米国						
17,000,000	General Electric Co.	MXN	8.500%	06/04/2018	919,197	0.04
13,200,000	General Electric Co.	MXN	8.870%	02/06/2018	722,895	0.03
					1,642,092	0.07
社債合計(取得原価 米ドル 55,677,356)					43,083,351	1.79
国債 - 65.99%						
アルゼンチン						
48,170,000	Argentina Bonar Bonds	ARS	25.501%	01/03/2018	2,775,755	0.12
106,922,000	Argentina Bonar Bonds	ARS	24.226%	11/03/2019	6,537,217	0.27
94,075,000	Argentina Bonar Bonds	ARS	26.001%	01/03/2020	5,556,455	0.23
41,730,000	Argentina Bonar Bonds	ARS	24.216%	03/04/2022	2,508,767	0.10
813,665,000	Argentina POM Politica Monetaria	ARS	27.437%	21/06/2020	52,555,456	2.18
30,970,000	Argentina Treasury Bond BONCER	ARS	2.500%	22/07/2021	2,247,461	0.09
23,000,000	Argentine Bonos del Tesoro	ARS	22.750%	05/03/2018	1,384,604	0.06
42,950,000	Argentine Bonos del Tesoro	ARS	15.500%	17/10/2026	2,602,594	0.11
5,350,000	Argentine Republic Government International Bond	EUR	3.375%	15/01/2023	6,458,614	0.27
7,360,000	Argentine Republic Government International Bond	EUR	5.000%	15/01/2027	8,968,365	0.37
5,760,000	Argentine Republic Government International Bond	EUR	5.250%	15/01/2028	7,039,293	0.29
230,000	Argentine Republic Government International Bond	USD	7.125%	06/07/2036	250,125	0.01
1,100,000	Argentine Republic Government International Bond	EUR	2.260% / 4.740%	31/12/2038	913,449	0.04
1,100,000	Argentine Republic Government International Bond	EUR	2.260% / 4.740%	31/12/2038	937,677	0.04
810,000	Argentine Republic Government International Bond	EUR	6.250%	09/11/2047	961,935	0.04
6,690,000	Argentine Republic Government International Bond	USD	7.125%	28/06/2117	6,904,080	0.29
1,960,000	Argentine Republic Government International Bond-Series NY	USD	2.500% / 5.250%	31/12/2038	1,440,600	0.06
162,920,000	City of Buenos Aires Argentina-Series 22	ARS	25.438%	29/03/2024	9,606,991	0.40
63,250,000	Provincia de Buenos Aires	ARS	26.768%	31/05/2022	3,681,202	0.15
					123,330,640	5.12
ブラジル						
5,755,000	Brazil Letras do Tesouro Nacional	BRL	8.959%	01/07/2020	1,417,819	0.06
9,696,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series B	BRL	6.000%	15/08/2040	9,884,871	0.41
40,778,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series F	BRL	10.000%	01/01/2019	13,390,201	0.56
94,908,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series F	BRL	10.000%	01/01/2023	30,454,029	1.26
91,902,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series F	BRL	10.000%	01/01/2025	29,148,168	1.21
161,314,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series F	BRL	10.000%	01/01/2027	50,836,510	2.11
					135,131,598	5.61
チリ						
2,020,000,000	Bonos de la Tesoreria de la Republica en pesos	CLP	4.500%	28/02/2021	3,239,488	0.14
13,875,000,000	Bonos de la Tesoreria de la Republica en pesos	CLP	4.500%	01/03/2021	22,250,278	0.92
6,310,000,000	Bonos de la Tesoreria de la Republica en pesos	CLP	4.500%	01/03/2026	9,852,848	0.41
14,595,000,000	Bonos de la Tesoreria de la Republica en pesos	CLP	5.000%	01/03/2035	22,877,445	0.95
1,938,006,200	Bonos del Banco Central de Chile en UF-Series 10YR	CLP	3.000%	01/03/2022	3,220,497	0.13
7,234,500,000	Chile Government International Bond	CLP	5.500%	05/08/2020	11,850,416	0.49
					73,290,972	3.04

額面	銘柄名称	通貨	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	投資主 資本割合 (%)
国債						
コロンビア						
13,044,000,000	Colombia Government International Bond	COP	4.375%	21/03/2023	4,113,335	0.17
3,920,100,000	Colombian TES-Series B	COP	11.250%	24/10/2018	1,382,482	0.06
130,242,600,000	Colombian TES-Series B	COP	5.000%	21/11/2018	43,570,575	1.81
59,237,104,872	Colombian TES-Series B	COP	3.500%	10/03/2021	20,504,226	0.85
64,092,600,000	Colombian TES-Series B	COP	7.000%	04/05/2022	22,449,726	0.93
5,375,106,724	Colombian TES-Series B	COP	4.750%	23/02/2023	1,972,221	0.08
55,718,600,000	Colombian TES-Series B	COP	10.000%	24/07/2024	22,460,403	0.94
2,879,161,294	Colombian TES-Series B	COP	3.500%	07/05/2025	1,007,491	0.04
38,011,100,000	Colombian TES-Series B	COP	7.500%	26/08/2026	13,533,749	0.56
33,315,100,000	Colombian TES-Series B	COP	6.000%	28/04/2028	10,553,922	0.44
31,993,700,000	Colombian TES-Series B	COP	7.750%	18/09/2030	11,566,022	0.48
21,866,600,000	Colombian TES-Series B	COP	7.000%	30/06/2032	7,370,785	0.31
					160,484,937	6.67
チエコ						
131,900,000	Czech Republic Government Bond-Series 100	CZK	0.250%	10/02/2027	5,485,593	0.23
117,430,000	Czech Republic Government Bond-Series 49	CZK	4.200%	04/12/2036	7,197,157	0.30
49,530,000	Czech Republic Government Bond-Series 76	CZK	1.500%	29/10/2019	2,379,544	0.10
324,240,000	Czech Republic Government Bond-Series 78	CZK	2.500%	25/08/2028	16,326,563	0.68
425,350,000	Czech Republic Government Bond-Series 98	CZK	0.061%	17/07/2019	19,852,479	0.82
					51,241,336	2.13
ドミニカ共和国						
1,098,442	Dominican Republic International Bond	USD	9.040%	23/01/2018	1,109,865	0.05
2,570,000	Dominican Republic International Bond	USD	6.875%	29/01/2026	2,956,271	0.12
3,850,000	Dominican Republic International Bond	USD	6.850%	27/01/2045	4,329,922	0.18
					8,396,058	0.35
ハンガリー						
1,936,580,000	Hungary Government Bond-Series 21/B	HUF	2.500%	27/10/2021	7,812,063	0.32
12,055,540,000	Hungary Government Bond-Series 24/B	HUF	3.000%	26/06/2024	49,981,032	2.08
2,756,200,000	Hungary Government Bond-Series 25/B	HUF	5.500%	24/06/2025	13,159,254	0.55
2,276,360,000	Hungary Government Bond-Series 26/D	HUF	2.750%	22/12/2026	9,173,027	0.38
52,240,000	Hungary Government Bond-Series 28/A	HUF	6.750%	22/10/2028	284,171	0.01
					80,409,547	3.34
インドネシア						
5,450,000	Indonesia Government International Bond	USD	5.875%	15/01/2024	6,204,307	0.26
1,710,000	Indonesia Government International Bond	USD	6.750%	15/01/2044	2,265,382	0.09
175,056,000,000	Indonesia Treasury Bond-Series FR61	IDR	7.000%	15/05/2022	13,429,265	0.56
11,000,000	Indonesia Treasury Bond-Series FR64	IDR	6.125%	15/05/2028	779	0.00
107,345,000,000	Indonesia Treasury Bond-Series FR70	IDR	8.375%	15/03/2024	8,737,237	0.36
					30,636,970	1.27
メキシコ						
14,109,200	Mexican Bonos-Series M	MXN	8.000%	11/06/2020	778,207	0.03
156,311,100	Mexican Bonos-Series M	MXN	6.500%	10/06/2021	8,289,799	0.35
567,467,100	Mexican Bonos-Series M	MXN	6.500%	09/06/2022	29,907,594	1.24
95,563,200	Mexican Bonos-Series M	MXN	8.000%	07/12/2023	5,377,762	0.22
11,201,700	Mexican Bonos-Series M	MXN	7.750%	23/11/2034	623,536	0.03
136,316,900	Mexican Bonos-Series M 20	MXN	10.000%	05/12/2024	8,513,743	0.35
40,914,000	Mexican Bonos-Series M 30	MXN	10.000%	20/11/2036	2,767,137	0.12
					56,257,778	2.34
ペルー						
53,190,000	Peru Government Bond 144A	PEN	6.150%	12/08/2032	17,401,420	0.72
22,290,000	Peruvian Government International Bond	PEN	6.950%	12/08/2031	7,833,807	0.33
					25,235,227	1.05
ルーマニア						
36,130,000	Romania Government Bond-Series 10Y	RON	5.850%	26/04/2023	10,035,437	0.41
38,140,000	Romania Government Bond-Series 10Y	RON	4.750%	24/02/2025	10,050,880	0.42
					20,086,317	0.83
ロシア						
382,670,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6209	RUB	7.600%	20/07/2022	6,646,016	0.28
516,500,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6211	RUB	7.000%	25/01/2023	8,731,570	0.36
189,950,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6212	RUB	7.050%	19/01/2028	3,154,249	0.13
825,510,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6214	RUB	6.400%	27/05/2020	13,891,872	0.58
1,147,540,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6215	RUB	7.000%	16/08/2023	19,399,469	0.81
3,113,780,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6218	RUB	8.500%	17/09/2031	57,570,048	2.39

額面	銘柄名称	通貨	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	投資主 資本割合 (%)
国債						
ロシア						
1,327,200,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6219	RUB	7.750%	16/09/2026	23,175,091	0.96
548,520,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6220	RUB	7.400%	07/12/2022	9,423,121	0.39
3,134,530,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6221	RUB	7.700%	23/03/2033	53,714,566	2.23
1,753,980,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds-Series 6222	RUB	7.100%	16/10/2024	29,610,813	1.23
					225,316,815	9.36
南アフリカ						
384,232,300	Republic of South Africa Government Bond-Series 2030	ZAR	8.000%	31/01/2030	24,734,410	1.03
413,710,000	Republic of South Africa Government Bond-Series 2032	ZAR	8.250%	31/03/2032	26,494,054	1.10
1,045,259,000	Republic of South Africa Government Bond-Series 2035	ZAR	8.875%	28/02/2035	69,180,992	2.87
1,154,430,000	Republic of South Africa Government Bond-Series 2037	ZAR	8.500%	31/01/2037	72,798,949	3.02
497,647,300	Republic of South Africa Government Bond-Series 2040	ZAR	9.000%	31/01/2040	32,465,470	1.35
321,964,600	Republic of South Africa Government Bond-Series 2044	ZAR	8.750%	31/01/2044	20,279,055	0.84
47,661,000	Republic of South Africa Government Bond-Series 2048 (traded in South Africa)	ZAR	8.750%	28/02/2048	3,004,228	0.13
13,186,600	Republic of South Africa Government Bond-Series 2048 (traded in United States)	ZAR	8.750%	28/02/2048	831,194	0.04
141,450,000	Republic of South Africa Government Bond-Series R186	ZAR	10.500%	21/12/2026	11,161,013	0.46
231,000,000	Republic of South Africa Government Bond-Series R209	ZAR	6.250%	31/03/2036	11,634,809	0.48
163,550,000	Republic of South Africa Government Bond-Series R214	ZAR	6.500%	28/02/2041	8,077,565	0.34
					280,661,739	11.66
タイ						
149,050,000	Thailand Government Bond	THB	3.875%	13/06/2019	4,730,795	0.20
887,512,034	Thailand Government Bond	THB	1.200%	14/07/2021	27,091,604	1.13
1,471,750,000	Thailand Government Bond	THB	3.650%	17/12/2021	48,426,208	2.01
276,130,000	Thailand Government Bond	THB	1.875%	17/06/2022	8,473,835	0.35
942,430,000	Thailand Government Bond	THB	2.125%	17/12/2026	28,292,926	1.17
206,270,000	Thailand Government Bond	THB	3.580%	17/12/2027	6,885,029	0.29
1,277,217,410	Thailand Government Bond	THB	1.250%	12/03/2028	38,291,220	1.59
707,200,000	Thailand Government Bond	THB	3.650%	20/06/2031	23,714,565	0.98
86,900,000	Thailand Government Bond	THB	3.775%	25/06/2032	2,955,745	0.12
					188,861,927	7.84
トルコ						
67,610,000	Turkey Government Bond	TRY	9.200%	22/09/2021	15,100,901	0.63
52,050,000	Turkey Government Bond	TRY	11.000%	02/03/2022	12,452,134	0.52
126,040,000	Turkey Government Bond	TRY	10.700%	17/08/2022	29,452,548	1.22
54,110,000	Turkey Government Bond	TRY	11.000%	24/02/2027	12,764,935	0.53
87,870,000	Turkey Government Bond	TRY	10.500%	11/08/2027	20,272,681	0.84
771,000	Turkey Government International Bond	USD	6.250%	26/09/2022	832,680	0.03
					90,875,879	3.77
米国						
30,010,000	United States Treasury Note/Bond	USD	2.000%	30/11/2022	29,859,950	1.24
2,050,000	United States Treasury Note/Bond	USD	2.875%	15/11/2046	2,069,178	0.09
					31,929,128	1.33
ウルグアイ						
88,975,000	Uruguay Government International Bond	UYU	8.500%	15/03/2028	3,075,365	0.13
82,262,472	Uruguay Government International Bond	UYU	4.375%	15/12/2028	3,295,102	0.14
					6,370,467	0.27
ベネズエラ						
800,000	Venezuela Government International Bond	USD	9.250%	15/09/2027	196,001	0.01
国債合計(取得原価 米ドル 1,641,455,295)						
投資信託証券 - 3.39%						
アイルランド						
81,628,477	Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund (X Distribution Class)				81,628,477	3.39
投資信託証券合計(取得原価 米ドル 81,628,477)						
公認の金融商品取引所に上場されている譲渡性有価証券合計(取得原価 米 ドル 1,778,761,128)						
その他の規制ある市場で取引されている譲渡性有価証券						
社債 - 0.09%						
ベネズエラ						
9,650,000	Petroleos de Venezuela S.A.	USD	6.000%	15/11/2026	2,235,133	0.09
社債合計(取得原価 米ドル 3,732,225)						

額面	銘柄名称	通貨	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	投資主 資本割合 (%)
国債 - 17.25%						
コロンビア						
16,914,000,000	Colombian TES-Citigroup, Inc. 144A	COP	11.250%	25/10/2018	5,964,977	0.25
27,653,000,000	Colombian TES-Citigroup, Inc. 144A	COP	11.250%	25/10/2018	9,752,248	0.40
					15,717,225	0.65
エジプト						
97,320,000	Arab Republic of Egypt-Citigroup Global Markets Holdings, Inc. 144A	EGP	0.000%	03/05/2018	5,116,806	0.21
75,700,000	Arab Republic of Egypt-Citigroup Global Markets Holdings, Inc. 144A	EGP	0.000%	10/05/2018	3,977,284	0.17
135,000,000	Arab Republic of Egypt-Citigroup Global Markets Holdings, Inc. 144A	EGP	0.000%	01/11/2018	6,597,803	0.27
84,250,000	Arab Republic of Egypt-JPMorgan Chase Bank NA 144A	EGP	0.000%	17/05/2018	4,361,525	0.18
135,900,000	Arab Republic of Egypt-JPMorgan Chase Bank NA 144A	EGP	0.000%	15/02/2018	7,344,599	0.31
208,000,000	Egypt Treasury Bills-HSBC Bank Plc. 144A	EGP	0.000%	07/06/2018	10,754,391	0.45
123,900,000	Egypt Treasury Bills-JPMorgan Chase Bank NA 144A	EGP	0.000%	26/07/2018	6,294,709	0.26
					44,447,117	1.85
インドネシア						
74,303,000,000	Indonesia Treasury Bond-Australia and New Zealand Banking Group Ltd.	IDR	9.000%	17/03/2029	6,375,797	0.26
70,600,000,000	Indonesia Treasury Bond-Deutsche Bank AG 144A	IDR	7.000%	17/05/2022	5,416,016	0.22
219,600,000,000	Indonesia Treasury Bond-Deutsche Bank AG 144A	IDR	8.250%	19/05/2036	17,901,751	0.74
54,704,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA	IDR	10.500%	19/08/2030	5,199,064	0.22
112,200,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA	IDR	6.625%	17/05/2033	7,903,937	0.33
104,500,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A	IDR	7.875%	17/04/2019	7,968,956	0.33
108,900,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A	IDR	7.000%	17/05/2022	8,354,167	0.35
124,530,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A	IDR	8.375%	17/09/2026	10,304,300	0.43
79,164,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A	IDR	9.000%	19/03/2029	6,792,910	0.28
108,401,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A	IDR	8.375%	15/03/2024	8,823,189	0.37
83,307,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A	IDR	10.500%	19/08/2030	7,917,491	0.33
10,792,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A	IDR	6.625%	17/05/2033	760,243	0.03
272,208,000,000	Indonesia Treasury Bond-Standard Chartered Bank Ltd. 144A	IDR	8.750%	19/05/2031	23,193,828	0.96
745,444,000,000	Indonesia Treasury Bond-Standard Chartered Bank Ltd. 144A	IDR	9.000%	19/03/2029	63,965,113	2.66
					180,876,762	7.51
マレーシア						
14,260,000	Malaysia Government Bond-Series 111	MYR	4.160%	15/07/2021	3,563,692	0.15
21,850,000	Malaysia Government Bond-Series 112	MYR	3.418%	15/08/2022	5,260,093	0.22
18,980,000	Malaysia Government Bond-Series 313	MYR	3.480%	15/03/2023	4,562,255	0.19
33,540,000	Malaysia Government Bond-Series 411	MYR	4.232%	30/06/2031	7,975,881	0.33
50,880,000	Malaysia Government Bond-Series 414	MYR	3.654%	31/10/2019	12,556,704	0.52
4,670,000	Malaysia Government Bond-Series 42798	MYR	5.734%	30/07/2019	1,189,274	0.05
53,520,000	Malaysia Government Bond-Series 511	MYR	3.580%	28/09/2018	13,198,461	0.55
1,830,000	Malaysia Government Bond-Series 515	MYR	3.759%	15/03/2019	452,068	0.02
5,070,000	Malaysia Government Bond-Series 613	MYR	3.889%	31/07/2020	1,258,047	0.05
56,100,000	Malaysia Government Bond-Series 902	MYR	4.378%	29/11/2019	14,040,440	0.58
8,140,000	Malaysia Government Investment Issue-Series 111	MYR	3.872%	30/08/2018	2,003,253	0.08
9,620,000	Malaysia Government Investment Issue-Series 313	MYR	3.399%	30/11/2018	2,360,389	0.10
73,350,000	Malaysia Government Investment Issue-Series 408	MYR	4.295%	31/10/2018	18,137,216	0.75
12,440,000	Malaysia Government Investment Issue-Series 515	MYR	3.508%	15/05/2018	3,049,646	0.13
					89,607,419	3.72
トルコ						
46,830,000	Turkey Government Bond	TRY	8.300%	20/06/2018	11,617,651	0.48
75,300,000	Turkey Government Bond	TRY	10.400%	27/03/2019	18,536,536	0.77
4,900,000	Turkey Government Bond	TRY	7.400%	05/02/2020	1,109,406	0.05
17,750,000	Turkey Government Bond	TRY	8.000%	12/03/2025	3,640,875	0.15
118,620,000	Turkey Government Bond	TRY	10.600%	11/02/2026	27,915,214	1.16
					62,819,682	2.61
米国						
22,120,000	United States Treasury Note/Bond	USD	2.125%	30/11/2024	21,900,525	0.91
国債合計(取得原価 米ドル 467,981,720)					415,368,730	17.25

額面	銘柄名称	通貨	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	投資主 資本割合 (%)
地方債 - 0.14%						
ブルートリコ						
20,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.500%	01/07/2026	4,600	0.00
30,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.250%	01/07/2027	6,900	0.00
180,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.750%	01/07/2028	41,400	0.00
95,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.125%	01/07/2031	21,850	0.00
70,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.500%	01/07/2032	16,100	0.00
20,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.000%	01/07/2034	4,600	0.00
55,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	6.000%	01/07/2034	12,650	0.00
540,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	8.000%	01/07/2035	130,950	0.01
440,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.250%	01/07/2037	101,200	0.01
100,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.500%	01/07/2039	23,000	0.00
440,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.000%	01/07/2041	100,650	0.01
100,000	Commonwealth of Puerto Rico "B"	USD	5.000%	01/07/2035	23,000	0.00
60,000	Commonwealth of Puerto Rico "B"	USD	5.875%	01/07/2036	13,800	0.00
195,000	Commonwealth of Puerto Rico "B"	USD	5.750%	01/07/2038	44,850	0.00
100,000	Commonwealth of Puerto Rico "B"	USD	6.000%	01/07/2039	23,000	0.00
125,000	Commonwealth of Puerto Rico "C"	USD	6.000%	01/07/2039	28,750	0.00
155,000	Commonwealth of Puerto Rico "D"	USD	5.750%	01/07/2041	35,650	0.00
55,000	Commonwealth of Puerto Rico "E"	USD	5.625%	01/07/2032	12,650	0.00
115,000	Puerto Rico Commonwealth Aqueduct & Sewer Authority "A"	USD	5.500%	01/07/2028	70,438	0.00
65,000	Puerto Rico Commonwealth Aqueduct & Sewer Authority "A"	USD	5.000%	01/07/2033	39,813	0.00
390,000	Puerto Rico Commonwealth Aqueduct & Sewer Authority "A"	USD	5.750%	01/07/2037	238,875	0.01
390,000	Puerto Rico Commonwealth Aqueduct & Sewer Authority "A"	USD	6.000%	01/07/2038	242,775	0.01
640,000	Puerto Rico Commonwealth Aqueduct & Sewer Authority "A"	USD	6.000%	01/07/2044	398,400	0.02
550,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue	USD	0.000% / 6.250%	01/08/2033	44,000	0.00
100,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue	USD	25.980%	01/08/2035	3,220	0.00
1,580,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "A"	USD	5.500%	01/08/2028	161,950	0.01
2,550,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "A"	USD	0.000% / 6.750%	01/08/2032	261,375	0.01
1,065,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "A"	USD	5.500%	01/08/2037	109,162	0.01
1,660,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "A"	USD	5.375%	01/08/2039	170,150	0.01
2,805,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "A"	USD	5.500%	01/08/2042	287,512	0.01
705,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "A1"	USD	5.000%	01/08/2043	72,262	0.00
230,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "A1"	USD	5.250%	01/08/2043	23,575	0.00
105,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "B"	USD	5.250%	01/08/2027	10,763	0.00
2,290,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "B"	USD	5.750%	01/08/2037	234,725	0.01
180,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "B"	USD	6.375%	01/08/2039	18,450	0.00
940,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "B"	USD	6.000%	01/08/2042	96,350	0.00
25,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "B"	USD	6.500%	01/08/2044	2,563	0.00
						3,131,958
						0.13
米国						
25,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "C"	USD	5.000%	01/08/2035	2,562	0.00
270,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "C"	USD	23.410%	01/08/2037	7,847	0.00
220,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "C"	USD	23.359%	01/08/2038	6,010	0.00

額面	銘柄名称	通貨	利率	償還年月日	評価額 (米ドル)	投資主 資本割合 (%)
地方債						
米国						
315,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "C"	USD	5.375%	01/08/2038	32,287	0.00
1,800,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. Sales Tax Revenue "C"	USD	5.250%	01/08/2041	184,500	0.01
					233,206	0.01
地方債合計(取得原価 米ドル 15,359,841)					3,365,164	0.14
その他の規制ある市場で取引されている譲渡性有価証券合計(取得原価 米ドル 487,073,786)					420,969,027	17.48
その他譲渡性有価証券						
社債 - 0.72%						
ベネズエラ						
76,000,000	Petroleos de Venezuela S.A.	USD	6.000%	28/10/2022	17,286,200	0.72
社債合計(取得原価 米ドル 28,753,906)					17,286,200	0.72
国債 - 7.06%						
コロンビア						
11,276,000,000	Colombian TES-Citigroup, Inc.	COP	11.000%	27/07/2020	4,281,450	0.18
4,360,000,000	Republic of Colombia-Citigroup, Inc.	COP	11.000%	25/07/2024	1,757,534	0.07
					6,038,984	0.25
ドミニカ共和国						
273,000,000	Dominican Republic Bond	DOP	12.000%	05/03/2032	6,714,072	0.28
45,260,000	Dominican Republic Central Bank Notes	DOP	11.000%	15/09/2023	1,026,863	0.04
70,700,000	Dominican Republic International Bond	DOP	11.500%	10/05/2024	1,726,944	0.07
119,600,000	Dominican Republic International Bond	DOP	11.375%	06/07/2029	2,880,152	0.12
					12,348,031	0.51
インドネシア						
44,000,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A	IDR	8.375%	17/03/2034	3,597,812	0.15
55,900,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A	IDR	8.250%	19/05/2036	4,556,957	0.19
					8,154,769	0.34
マレーシア						
42,610,000	Malaysia Government Bond-Series 116	MYR	3.800%	17/08/2023	10,382,899	0.43
1,720,000	Malaysia Government Bond-Series 216	MYR	4.736%	15/03/2046	412,824	0.02
25,270,000	Malaysia Government Bond-Series 415	MYR	4.254%	31/05/2035	5,885,726	0.24
18,210,000	Malaysia Government Investment Issue-Series 216	MYR	3.743%	26/08/2021	4,446,232	0.18
20,250,000	Malaysia Government Investment Issue-Series 217	MYR	4.045%	15/08/2024	4,941,928	0.20
17,250,000	Malaysia Government Investment Issue-Series 315	MYR	4.245%	30/09/2030	4,070,572	0.17
11,650,000	Malaysia Government Investment Issue-Series 415	MYR	3.990%	15/10/2025	2,803,249	0.12
19,260,000	Malaysia Government Investment Issue-Series 615	MYR	4.786%	31/10/2035	4,726,125	0.20
26,420,000	Malaysia Government Investment Issue-Series 713	MYR	3.558%	30/04/2019	6,487,165	0.27
					44,156,720	1.83
ペルー						
10,105,000	Peruvian Government International Bond	PEN	7.840%	12/08/2020	3,460,116	0.14
10,502,000	Peruvian Government International Bond	PEN	5.200%	12/09/2023	3,387,985	0.14
57,549,000	Peruvian Government International Bond	PEN	5.700%	12/08/2024	18,998,932	0.79
101,560,000	Peruvian Government International Bond	PEN	6.350%	12/08/2028	34,120,852	1.42
18,731,000	Peruvian Government International Bond	PEN	6.900%	12/08/2037	6,477,529	0.27
34,454,000	Peruvian Government International Bond	PEN	6.850%	12/02/2042	11,479,619	0.48
3,994,000	Peruvian Government International Bond	PEN	6.714%	12/02/2055	1,304,062	0.05
4,800,000	Peruvian Government International Bond 144A	PEN	5.700%	12/08/2024	1,584,647	0.07
					80,813,742	3.36
ルーマニア						
29,610,000	Romania Government Bond-Series 15YR	RON	5.800%	26/07/2027	8,331,289	0.35
41,930,000	Romania Government Bond-Series 7Y	RON	3.250%	29/04/2024	10,188,475	0.42
					18,519,764	0.77
国債合計(取得原価 米ドル 169,795,030)					170,032,010	7.06
その他譲渡性有価証券合計(取得原価 米ドル 198,548,936)					187,318,210	7.78

額面	銘柄名称	通貨	利率	満期日	評価額 (米ドル)	投資主 資本割合 (%)
譲渡性預金証書 - 0.30%						
アルゼンチン						
73,250,000	Letras del Banco Central de Argentina	ARS	0.000%	18/07/2018	3,555,504	0.15
74,250,000	Letras del Banco Central de Argentina	ARS	0.000%	21/06/2018	3,675,846	0.15
					7,231,350	0.30
譲渡性預金証書合計(取得原価 米ドル 7,216,956)						
デリバティブ取引を除く評価額(取得原価 米ドル 2,471,600,806)						
					2,328,943,751	96.73
先物取引 - 0.01%						
枚数	銘柄名称				評価額 (米ドル)	未実現利益 (米ドル)
米ドル						
(100)	US Treasury Long Bond Futures 20/03/2018	売建	(15,200,000)		125,216	0.00
(270)	US Treasury Notes 10YR Futures 20/03/2018	売建	(33,572,813)		161,238	0.01
(214)	US Treasury Notes 5YR Futures 29/03/2018	売建	(24,941,031)		30,886	0.00
			(73,713,844)		317,340	0.01
先物取引未実現利益						
					317,340	0.01
枚数	銘柄名称				評価額 (米ドル)	未実現損失 (米ドル)
米ドル						
30	US Treasury Notes 2YR Futures 29/03/2018	買建	6,435,000		(1,669)	(0.00)
先物取引未実現損失						
					(1,669)	(0.00)
ノン・デリバラブル債券先渡取引						
枚数	銘柄名称				評価額 (米ドル)	未実現利益 (米ドル)
コロンビアペソ						
16,724,100,000	BFS Finance COP Bond Forward 05/01/2018	買建	28,522		28,522	0.00
5,628,100,000	BFS Finance COP Bond Forward 05/01/2018	買建	14,743		14,743	0.00
4,447,200,000	BFS Finance COP Bond Forward 05/01/2018	買建	8,867		8,867	0.00
					52,132	0.00
ノン・デリバラブル債券先渡取引未実現利益						
					52,132	0.00
外国為替予約取引 - (0.10%)						
通貨	元本(買)	通貨	元本(売)	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主資本割合(%)
KRW	78,525,603,636	USD	71,256,863	01/12/2017	900,824	0.04
BRL	881,960,149	USD	268,492,089	04/12/2017	2,193,140	0.09
COP	28,021,806,185	USD	9,321,958	04/12/2017	19,220	0.00
IDR	286,191,984,000	USD	21,091,939	04/12/2017	66,717	0.00
INR	856,978,536	USD	13,252,690	04/12/2017	37,920	0.00
USD	272,909,605	BRL	881,960,149	04/12/2017	2,224,375	0.09
USD	8,129,373	CLP	5,159,143,893	04/12/2017	124,681	0.01
USD	21,182,149	IDR	286,191,984,000	04/12/2017	23,492	0.00
MYR	97,896,242	USD	23,303,081	08/12/2017	635,357	0.03
ARS	91,727,300	USD	5,137,345	11/12/2017	116,072	0.00
IDR	108,587,825,000	USD	8,005,000	11/12/2017	16,261	0.00
INR	1,044,643,208	USD	16,030,000	11/12/2017	147,208	0.01
USD	13,869,880	CLP	8,746,554,530	11/12/2017	298,495	0.01
ARS	21,551,092	USD	1,194,628	13/12/2017	38,237	0.00
IDR	170,199,440,882	USD	12,558,991	13/12/2017	11,324	0.00
INR	610,285,777	USD	9,310,015	14/12/2017	137,956	0.01
PEN	98,266,908	USD	30,068,834	14/12/2017	320,663	0.01
RUB	23,079,283,728	USD	392,881,173	14/12/2017	1,586,647	0.07
INR	2,777,322,323	USD	42,538,925	15/12/2017	453,126	0.02
INR	250,614,202	USD	3,808,726	18/12/2017	69,537	0.00
EGP	24,592,503	USD	1,208,477	19/12/2017	181,738	0.01
CNH	889,776,648	USD	133,969,618	20/12/2017	444,964	0.02
CZK	7,514,379,800	EUR	289,829,705	20/12/2017	5,985,315	0.25
CZK	26,284,957	USD	1,208,448	20/12/2017	20,769	0.00
EUR	152,588,901	HUF	47,472,501,949	20/12/2017	1,219,724	0.05
EUR	21,151,611	RON	97,285,248	20/12/2017	272,165	0.01
IDR	998,994,870,065	USD	73,325,719	20/12/2017	412,744	0.02
INR	1,573,224,491	USD	24,018,927	20/12/2017	321,912	0.01

外国為替予約取引

通貨	元本(買)	通貨	元本(売)	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主資本割合(%)
PLN	1,054,294,162	EUR	246,876,613	20/12/2017	4,405,832	0.18
PLN	21,978,548	HUF	1,576,226,383	20/12/2017	227,884	0.01
PLN	764,487,703	USD	211,314,458	20/12/2017	5,233,592	0.22
RON	52,880,000	HUF	3,552,438,381	20/12/2017	37,054	0.00
SGD	226,614,125	USD	167,799,839	20/12/2017	410,578	0.02
USD	24,944,024	HKD	194,480,960	20/12/2017	34,419	0.00
USD	8,102,289	HUF	2,127,863,089	20/12/2017	5,504	0.00
USD	2,124,433	RON	8,284,225	20/12/2017	969	0.00
USD	19,428,952	RUB	1,137,264,000	20/12/2017	9,647	0.00
USD	306,074,537	TRY	1,155,215,973	20/12/2017	13,214,075	0.55
ZAR	3,507,693,170	USD	253,291,474	20/12/2017	4,503,220	0.19
PHP	1,654,298,299	USD	32,156,639	21/12/2017	681,671	0.03
ARS	86,362,125	USD	4,845,000	26/12/2017	59,013	0.00
INR	1,417,684,546	USD	21,799,237	26/12/2017	121,955	0.01
KRW	66,588,945,846	USD	61,242,391	26/12/2017	12,058	0.00
USD	22,328,770	TWD	666,846,907	26/12/2017	72,488	0.00
INR	2,043,921,129	USD	31,507,212	27/12/2017	94,115	0.00
PHP	414,424,818	USD	8,189,000	27/12/2017	34,802	0.00
ARS	26,463,190	USD	1,498,482	29/12/2017	1,656	0.00
INR	615,719,820	USD	9,500,344	29/12/2017	17,478	0.00
ARS	81,517,603	USD	4,592,978	02/01/2018	17,615	0.00
CZK	667,217,103	EUR	25,014,102	03/01/2018	1,428,979	0.06
ARS	78,051,161	USD	4,266,644	08/01/2018	132,030	0.01
IDR	445,840,868,961	USD	32,569,310	12/01/2018	273,480	0.01
IDR	644,646,160,308	USD	47,382,421	16/01/2018	87,841	0.00
THB	303,767,693	USD	9,192,487	19/01/2018	117,508	0.01
TWD	372,453,011	USD	12,360,303	23/01/2018	93,345	0.00
EGP	30,542,533	USD	1,489,880	24/01/2018	227,752	0.01
ARS	218,400,127	USD	11,939,000	25/01/2018	241,582	0.01
INR	2,767,268,139	USD	42,122,964	25/01/2018	534,990	0.02
ARS	53,681,507	USD	2,983,135	29/01/2018	3,496	0.00
EGP	34,000,559	USD	1,877,447	29/01/2018	32,389	0.00
EGP	25,583,895	USD	1,247,995	30/01/2018	188,731	0.01
ARS	107,987,055	USD	5,796,121	31/01/2018	204,556	0.01
EGP	24,211,101	USD	1,279,657	31/01/2018	79,654	0.00
ARS	173,130,717	USD	9,286,415	01/02/2018	328,353	0.01
INR	3,193,731,683	USD	48,916,335	02/02/2018	274,876	0.01
USD	8,367,163	INR	542,192,190	02/02/2018	16,089	0.00
EGP	24,995,995	USD	1,240,496	07/02/2018	160,492	0.01
ARS	110,251,022	USD	5,892,625	09/02/2018	201,309	0.01
ARS	75,090,578	USD	4,018,763	15/02/2018	117,532	0.01
INR	1,011,047,574	USD	15,338,099	15/02/2018	212,549	0.01
ARS	71,833,980	USD	3,854,788	20/02/2018	90,864	0.00
IDR	508,893,984,264	USD	37,123,868	20/02/2018	222,233	0.01
ARS	130,849,566	USD	6,976,783	21/02/2018	206,354	0.01
ARS	147,681,393	USD	7,932,009	27/02/2018	147,568	0.01
ARS	195,615,691	USD	10,674,216	28/02/2018	21,762	0.00
ARS	71,759,036	USD	3,828,169	15/03/2018	61,127	0.00
EUR	12,757,336	HUF	3,969,421,207	21/03/2018	102,560	0.00
MXN	4,188,096,923	USD	221,436,604	21/03/2018	461,082	0.02
PLN	718,932,738	EUR	169,895,550	21/03/2018	118,572	0.01
TRY	137,778,944	USD	33,522,857	21/03/2018	381,215	0.02
USD	8,339,000	CNH	55,446,011	21/03/2018	22,099	0.00
USD	3,315,000	TRY	13,429,198	21/03/2018	10,399	0.00
USD	114,097,944	HKD	884,169,083	27/03/2018	710,486	0.03
USD	27,076,000	HKD	209,735,164	11/05/2018	162,009	0.01
USD	40,358,000	HKD	313,102,842	19/09/2018	111,185	0.00
外国為替予約取引未実現利益					55,263,256	2.30

外国為替予約取引

通貨	元本(買)	通貨	元本(売)	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主資本割合(%)
USD	70,450,635	KRW	78,525,603,636	01/12/2017	(1,707,052)	(0.07)
CLP	5,049,989,620	USD	7,957,000	04/12/2017	(121,667)	(0.01)
USD	9,141,918	COP	28,021,806,185	04/12/2017	(199,260)	(0.01)
USD	13,236,831	INR	856,978,536	04/12/2017	(53,779)	(0.00)
USD	3,709,476	PHP	191,186,393	04/12/2017	(94,471)	(0.00)
USD	714,688	PHP	36,663,474	06/12/2017	(14,416)	(0.00)
USD	8,024,000	TWD	241,903,540	07/12/2017	(40,373)	(0.00)
USD	10,710,967	MYR	45,302,327	08/12/2017	(366,751)	(0.02)
CLP	5,043,555,000	USD	7,974,000	11/12/2017	(148,287)	(0.01)
USD	6,720,265	ARS	119,721,515	13/12/2017	(128,596)	(0.01)
CNY	331,474,287	USD	50,171,675	14/12/2017	(35,467)	(0.00)
USD	20,040,380	CNY	133,323,662	14/12/2017	(125,114)	(0.01)
USD	49,791,293	PEN	161,881,010	14/12/2017	(271,160)	(0.01)
USD	292,335,186	RUB	17,190,196,635	14/12/2017	(1,477,199)	(0.06)
USD	8,064,000	TWD	243,089,280	14/12/2017	(41,019)	(0.00)
USD	4,834,000	TWD	145,793,440	15/12/2017	(27,415)	(0.00)
USD	6,446,000	INR	422,619,098	18/12/2017	(94,045)	(0.00)
USD	32,583,983	KRW	35,983,388,752	18/12/2017	(515,732)	(0.02)
CNH	53,859,935	EUR	6,928,000	20/12/2017	(120,550)	(0.01)
EUR	261,666,322	CZK	6,705,966,692	20/12/2017	(1,745,538)	(0.07)
EUR	271,939,057	PLN	1,149,586,548	20/12/2017	(1,528,337)	(0.06)
EUR	64,812,754	USD	77,721,198	20/12/2017	(476,054)	(0.02)
HUF	38,957,768,963	EUR	125,129,064	20/12/2017	(892,160)	(0.04)
HUF	15,771,260,840	USD	61,512,138	20/12/2017	(1,500,521)	(0.06)
MXN	8,025,240,525	USD	435,547,888	20/12/2017	(3,608,733)	(0.15)
RON	116,938,489	USD	30,405,223	20/12/2017	(430,833)	(0.02)
TRY	1,155,215,973	USD	312,948,702	20/12/2017	(20,088,240)	(0.83)
USD	141,945,197	CNH	943,636,583	20/12/2017	(605,765)	(0.03)
USD	38,627,824	CZK	834,698,065	20/12/2017	(406,856)	(0.02)
USD	28,354,952	EUR	24,021,207	20/12/2017	(274,006)	(0.01)
USD	25,137,540	IDR	341,501,997,656	20/12/2017	(69,629)	(0.00)
USD	33,476,000	INR	2,180,232,962	20/12/2017	(256,439)	(0.01)
USD	429,822,682	MXN	8,025,240,525	20/12/2017	(2,116,473)	(0.09)
USD	166,993,183	SGD	226,614,125	20/12/2017	(1,217,234)	(0.05)
USD	29,903,491	TWD	900,543,624	20/12/2017	(137,348)	(0.01)
USD	251,313,890	ZAR	3,507,693,170	20/12/2017	(6,480,804)	(0.27)
USD	24,707,065	PHP	1,280,442,999	21/12/2017	(710,107)	(0.03)
TWD	979,316,196	USD	32,796,644	26/12/2017	(111,574)	(0.00)
USD	31,008,806	KRW	33,735,084,610	26/12/2017	(23,732)	(0.00)
PHP	334,514,836	USD	6,653,000	02/01/2018	(17,063)	(0.00)
BRL	36,199,000	USD	11,093,269	03/01/2018	(16,421)	(0.00)
USD	22,183,426	CZK	547,486,945	03/01/2018	(3,478,902)	(0.14)
USD	9,284,185	COP	28,021,806,185	19/01/2018	(20,162)	(0.00)
USD	52,742,370	TWD	1,586,047,210	23/01/2018	(290,022)	(0.01)
BRL	667,003,499	USD	205,443,611	02/02/2018	(2,043,345)	(0.09)
USD	64,225,536	TWD	1,931,583,008	08/02/2018	(426,175)	(0.02)
USD	16,193,425	PHP	833,625,410	09/02/2018	(300,245)	(0.01)
USD	7,999,402	PHP	408,673,441	22/02/2018	(77,490)	(0.00)
USD	35,604,625	TWD	1,066,892,582	08/03/2018	(194,599)	(0.01)
CNH	105,472,157	USD	15,856,183	21/03/2018	(35,360)	(0.00)
CZK	2,867,362,171	EUR	112,879,164	21/03/2018	(332,704)	(0.01)
EUR	6,996,000	PLN	29,596,018	21/03/2018	(2,511)	(0.00)
HUF	34,254,445,738	EUR	110,084,507	21/03/2018	(877,894)	(0.04)
HUF	7,651,815,348	USD	29,390,378	21/03/2018	(110,542)	(0.01)
USD	83,204,737	ZAR	1,166,171,316	22/03/2018	(1,245,449)	(0.05)
HKD	180,512,554	USD	23,182,000	27/03/2018	(32,740)	(0.00)

外国為替予約取引未実現損失

(57,764,360) (2.40)

オプション - 0.01%

想定元本	銘柄名称	未実現 利益 / 損失 (米ドル)	評価額 (米ドル)	投資主 資本割合 (%)
1,217,500	買建オプション 米ドル Put Eurodollar 1YR Mid-Curve	Expires 15/06/2018	Strike 98.00	140,013 273,938 0.01
買建オプション合計(取得原価 米ドル 133,925)				273,938 0.01

スワップ契約 - (0.39%)

現地通貨建 想定元本額	支払	受取	通貨	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主 資本割合 (%)		
金利スワップ								
103,920,000	Floating (BRL 1 month BRCDI)	Fixed 13.962%	BRL	02/01/2018	1,032,015	0.04		
41,990,000	Floating (BRL 1 month BRCDI)	Fixed 14.460%	BRL	02/01/2018	542,795	0.02		
11,870,000	Floating (BRL 1 month BRCDI)	Fixed 7.570%	BRL	02/01/2018	197	0.00		
28,170,000	Floating (BRL 1 month BRCDI)	Fixed 14.080%	BRL	02/01/2019	759,805	0.03		
55,890,000	Floating (BRL 1 month BRCDI)	Fixed 12.645%	BRL	02/01/2019	1,015,000	0.04		
19,330,000	Floating (BRL 1 month BRCDI)	Fixed 11.340%	BRL	02/01/2019	244,379	0.01		
121,910,000	Floating (BRL 1 month BRCDI)	Fixed 11.345%	BRL	02/01/2019	1,577,093	0.07		
42,810,000	Floating (BRL 1 month BRCDI)	Fixed 10.010%	BRL	02/01/2020	368,980	0.02		
45,090,000	Floating (BRL 1 month BRCDI)	Fixed 9.873%	BRL	02/01/2020	349,836	0.02		
22,620,000	Floating (BRL 1 month BRCDI)	Fixed 9.853%	BRL	02/01/2020	172,511	0.01		
37,360,000	Floating (BRL 1 month BRCDI)	Fixed 9.865%	BRL	02/01/2020	288,011	0.01		
54,306,050	Floating (BRL 1 month BRCDI)	Fixed 10.200%	BRL	02/01/2020	580,483	0.02		
122,620,000	Floating (BRL 1 month BRCDI)	Fixed 9.118%	BRL	02/01/2020	488,856	0.02		
57,590,000	Floating (BRL 1 month BRCDI)	Fixed 9.115%	BRL	02/01/2020	228,696	0.01		
4,970,000	Fixed 0.250%		Floating (EUR 6 month EURIBOR)	EUR	20/12/2022	3,640	0.00	
25,077,720,000	Floating (KRW 3 month MKSDA)	Fixed 2.000%	KRW	20/12/2019	39,436	0.00		
41,704,790,000	Floating (KRW 3 month MKSDA)	Fixed 2.000%	KRW	20/12/2019	50,022	0.00		
53,963,480,000	Floating (KRW 3 month MKSDA)	Fixed 2.000%	KRW	20/12/2019	62,633	0.00		
34,626,640,000	Floating (KRW 3 month MKSDA)	Fixed 2.000%	KRW	20/12/2019	60,443	0.00		
46,418,380,000	Floating (KRW 3 month MKSDA)	Fixed 2.000%	KRW	20/12/2019	85,297	0.00		
101,710,000	Fixed 5.500%		Floating (MXN 1 month TIIE)	MXN	09/03/2022	79,869	0.00	
136,190,000	Fixed 5.660%		Floating (MXN 1 month LIBOR)	MXN	24/01/2025	723,547	0.03	
395,040,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 9.300%	MXN	22/04/2027	1,060,619	0.04		
599,490,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 7.500%	MXN	09/06/2027	458,004	0.02		
813,650,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 8.010%	MXN	29/06/2027	379,567	0.02		
104,360,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 8.590%	MXN	03/09/2027	142,822	0.01		
98,990,000	Fixed 2.570%		Floating (PLN 6 month WIBOR)	PLN	21/03/2023	118,677	0.01	
345,470,000	Floating (THB 6 month THFX)	Fixed 1.750%	THB	20/12/2020	11,236	0.00		
182,100,000	Fixed 1.750%		Floating (USD 3 month LIBOR)	USD	20/12/2019	370,399	0.02	
金利スワップ未実現利益						11,294,868	0.47	
トータル・リターン・スワップ								
86,625,000	Fixed 0.000%		Floating (Egypt Treasury Bill)	EGP	08/02/2018	591,001	0.03	
18,550,000	Fixed 0.000%		Floating (Egypt Treasury Bill)	EGP	08/03/2018	109,316	0.00	
172,000,000	Fixed 0.000%		Floating (Egypt Treasury Bill)	EGP	12/07/2018	525,777	0.02	
134,000,000	Fixed 0.000%		Floating (Egypt Treasury Bill)	EGP	09/08/2018	255,900	0.01	
トータル・リターン・スワップ未実現利益						1,481,994	0.06	
スワップ契約未実現利益合計							12,776,862	0.53

現地通貨建 想定元本額	支払	受取	通貨	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主 資本割合 (%)	
金利スワップ							
33,090,000	Floating (BRL 1 month BZDIOR)	Fixed 11.450%	BRL	02/01/2018	(260,303)	(0.01)	
8,190,000	Floating (BRL 1 month LIBOR)	Fixed 11.960%	BRL	02/01/2018	(35,039)	(0.00)	
38,019,541	Fixed 11.350%		Floating (BRL 1 month BRCDI)	BRL	02/01/2019	(526,306)	(0.02)
176,980,000	Fixed 8.773%		Floating (BRL 1 month BRCDI)	BRL	02/01/2019	(779,614)	(0.03)
33,110,000	Fixed 11.410%		Floating (BRL 1 month BZDIOR)	BRL	04/01/2021	(248,532)	(0.01)
100,300,000	Fixed 13.927%		Floating (BRL 1 month BRCDI)	BRL	04/01/2021	(3,551,406)	(0.15)
13,390,000	Fixed 11.605%		Floating (BRL 1 month BRCDI)	BRL	04/01/2021	(236,569)	(0.01)
100,630,000	Fixed 10.950%		Floating (BRL 1 month BRCDI)	BRL	04/01/2021	(1,383,323)	(0.06)
20,510,000	Fixed 13.855%		Floating (BRL 1 month BRCDI)	BRL	02/01/2023	(759,080)	(0.03)
10,480,000	Fixed 13.602%		Floating (BRL 1 month BRCDI)	BRL	02/01/2023	(362,250)	(0.01)
24,229,380,000	Fixed 5.110%		Floating (COP 3 month DTF)	COP	15/04/2019	(102,959)	(0.00)
10,055,690,000	Fixed 5.190%		Floating (COP 3 month COOVI)	COP	22/04/2019	(46,837)	(0.00)
9,100,000	Fixed 1.000%		Floating (EUR 6 month EURIBOR)	EUR	20/12/2027	(18,723)	(0.00)
1,240,000	Fixed 1.500%		Floating (EUR 6 month EURIBOR)	EUR	20/12/2047	(12,830)	(0.00)
3,312,550,000	Fixed 0.248%		Floating (HUF 6 month BUBOR)	HUF	09/10/2019	(14,498)	(0.00)
1,004,225,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 6.850%	MXN	16/12/2020	(852,507)	(0.04)	
4,112,625,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 6.750%	MXN	14/12/2022	(4,009,624)	(0.17)	
604,025,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 6.900%	MXN	11/12/2024	(907,060)	(0.04)	
253,025,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 7.050%	MXN	08/12/2027	(463,417)	(0.02)	
160,500,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 5.720%	MXN	21/03/2028	(1,150,485)	(0.05)	
金利スワップ未実現損失						(15,721,362)	(0.65)

スワップ契約

現地通貨建 想定元本額	支払	受取	通貨	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主 資本割合 (%)
クレジット・デフォルト・スワップ						
5,230,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(54,106)	(0.00)
1,060,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(10,731)	(0.00)
1,970,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(19,700)	(0.00)
480,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(4,740)	(0.00)
3,130,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(33,030)	(0.00)
4,260,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(43,902)	(0.00)
1,960,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(19,836)	(0.00)
3,080,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(31,118)	(0.00)
2,100,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(21,253)	(0.00)
1,400,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(13,909)	(0.00)
620,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(5,775)	(0.00)
2,870,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(27,445)	(0.00)
880,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(8,905)	(0.00)
2,550,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(23,905)	(0.00)
1,300,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(12,026)	(0.00)
5,010,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(45,119)	(0.00)
4,340,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(39,086)	(0.00)
4,340,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(38,534)	(0.00)
4,340,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(37,439)	(0.00)
13,470,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(171,010)	(0.01)
970,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(11,599)	(0.00)
3,890,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(45,784)	(0.00)
1,420,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(16,129)	(0.00)
1,340,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(14,350)	(0.00)
2,270,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(21,984)	(0.00)
1,950,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(18,270)	(0.00)
3,600,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(31,263)	(0.00)
7,380,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(58,577)	(0.00)
2,600,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(28,235)	(0.00)
4,340,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(46,159)	(0.00)
4,700,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(52,091)	(0.00)
290,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(3,191)	(0.00)

スワップ契約

現地通貨建 想定元本額	支払	受取	通貨	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主 資本割合 (%)
クレジット・デフォルト・スワップ						
2,260,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(24,294)	(0.00)
870,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(9,435)	(0.00)
410,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(4,422)	(0.00)
3,080,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(33,045)	(0.00)
6,260,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(66,571)	(0.00)
660,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(7,019)	(0.00)
1,560,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(16,474)	(0.00)
3,260,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(34,785)	(0.00)
2,170,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/12/2020	(52,218)	(0.00)
1,720,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/12/2020	(40,160)	(0.00)
10,520,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/12/2020	(241,032)	(0.01)
6,470,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/12/2020	(165,840)	(0.01)
5,180,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/12/2020	(139,424)	(0.01)
14,910,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/12/2020	(416,124)	(0.02)
18,180,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/12/2020	(512,519)	(0.02)
13,210,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/12/2020	(357,450)	(0.02)
4,500,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/12/2020	(125,697)	(0.01)
7,250,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/12/2020	(198,448)	(0.01)
460,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/12/2020	(11,735)	(0.00)
2,720,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/12/2020	(66,644)	(0.00)
3,420,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/12/2020	(80,858)	(0.00)
4,530,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(131,185)	(0.01)
370,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(10,909)	(0.00)
1,630,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(48,010)	(0.00)
770,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(21,295)	(0.00)
6,030,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(166,435)	(0.01)
630,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(17,630)	(0.00)
1,680,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(46,731)	(0.00)
5,620,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(161,938)	(0.01)
2,360,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(65,657)	(0.00)
10,310,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(289,389)	(0.01)
4,140,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(117,620)	(0.01)

スワップ契約

現地通貨建 想定元本額	支払	受取	通貨	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主 資本割合 (%)
クレジット・デフォルト・スワップ						
4,450,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(124,587)	(0.01)
3,560,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(88,455)	(0.01)
1,550,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(38,513)	(0.00)
2,730,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(65,107)	(0.00)
5,220,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(124,051)	(0.01)
2,250,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(50,244)	(0.00)
1,580,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(35,949)	(0.00)
2,840,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(64,618)	(0.00)
14,320,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(309,328)	(0.01)
4,070,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(86,093)	(0.01)
5,350,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(111,815)	(0.01)
5,430,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2021	(103,365)	(0.01)
390,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/12/2021	(9,811)	(0.00)
7,760,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/12/2021	(167,143)	(0.01)
5,710,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2022	(72,743)	(0.00)
12,330,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2022	(169,996)	(0.01)
7,410,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2022	(83,769)	(0.01)
8,110,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2022	(60,999)	(0.00)
7,790,000	Fixed 1.000%	Floating (China Government International Bond)	USD	20/06/2022	(48,300)	(0.00)
クレジット・デフォルト・スワップ未実現損失						(6,505,080) (0.27)
スワップ契約未実現損失合計						(22,226,442) (0.92)
投資評価額(取得原価 米ドル 2,471,734,731)						2,317,634,808 96.26
その他資産・負債						90,127,346 3.74
投資主資本						2,407,762,154 100.00
投資合計						
デリバティブ取引を除く投資合計(取得原価 米ドル 2,471,600,806)						2,328,943,751 96.73
先物取引未実現利益						317,340 0.01
先物取引未実現損失						(1,669) (0.00)
ノン・デリバラブル債券先渡取引未実現利益						52,132 0.00
外国為替予約取引未実現利益						55,263,256 2.30
外国為替予約取引未実現損失						(57,764,360) (2.40)
買建オプション評価額(取得原価 米ドル 133,925)						273,938 0.01
スワップ契約未実現利益						12,776,862 0.53
スワップ契約未実現損失						(22,226,442) (0.92)
その他資産・負債						90,127,346 3.74
投資主資本						2,407,762,154 100.00

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

< G S エマージング通貨債券ファンド >

(平成30年12月28日現在)

資産総額	38,185,949,571円
負債総額	469,327,423円
純資産総額(-)	37,716,622,148円
発行済口数	132,231,235,057口
1口当たり純資産額(/)	0.2852円

< G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース >

(平成30年12月28日現在)

資産総額	676,593,206円
負債総額	14,486,982円
純資産総額(-)	662,106,224円
発行済口数	754,294,661口

1口当たり純資産額(/) 0.8778円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

b 受益者に対する特典

該当事項はありません。

c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(本書提出日現在)

資本金の額：金4億9,000万円

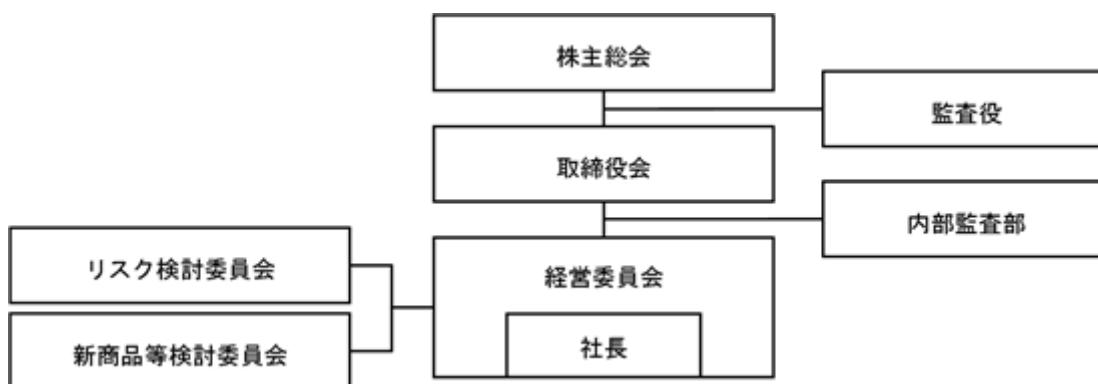
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をとります。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をとります。経営委員会は、取締役会に直属し、定期取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーション・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレビュー・リピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2019年1月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	115	2,027,402,395,099
単位型株式投資信託	1	48,784,884,329
合計	116	2,076,187,279,428

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度の中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		第22期 (平成28年12月31日現在)			第23期 (平成29年12月31日現在)		
資産の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
流動資産		千円	千円	%	千円	千円	%
現金・預金			11,862,842			11,496,401	
有価証券			6,299,991			6,699,989	
支払委託金			13			25	
収益分配金		13			25		
前払費用			1,657			72,612	
未収委託者報酬			1,456,052			1,925,268	
未収運用受託報酬			2,336,911			2,636,495	
未収収益			35,018			87,473	
未収還付法人税等			1,296,793			-	
その他流動資産			-			12,253	
繰延税金資産			1,106,557			842,571	
流動資産計			24,395,838	95.0		23,773,090	95.3
固定資産							
無形固定資産			-			111,180	
ソフトウェア		-			111,180		
投資その他の資産			1,284,054			1,049,033	
投資有価証券		595,616			641,762		
長期差入保証金		10,000			48,808		
繰延税金資産		678,438			309,126		
その他の投資等		-			49,336		
固定資産計			1,284,054	5.0		1,160,214	4.7
資産合計			25,679,893	100.0		24,933,304	100.0

期別		第22期 (平成28年12月31日現在)			第23期 (平成29年12月31日現在)		
負債の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
流動負債		千円	千円	%	千円	千円	%
預り金			800			92,132	
未払金			470,171			2,494,574	
未払収益分配金		255			128		
未払償還金		72			-		
未払手数料		469,844			653,474		
その他未払金		-			1,840,971		
未払費用			10,304,651			3,177,606	
前受収益			258			-	
未払法人税等			-			1,279,821	
未払消費税等			165,905			295,545	
その他流動負債			-			155,820	
流動負債計			10,941,787	42.6		7,495,502	30.1
固定負債							
関係会社長期借入金			3,000,000			3,000,000	
退職給付引当金			-			112,504	
長期未払費用			2,069,604			1,696,313	
固定負債計			5,069,604	19.7		4,808,818	19.3
負債合計			16,011,391	62.3		12,304,320	49.3

期別		第22期 (平成28年12月31日現在)			第23期 (平成29年12月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
株主資本		千円	千円	%	千円	千円	%
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			8,725,636			11,678,385	
その他利益剰余金		8,725,636			11,678,385		
繰越利益剰余金							
株主資本合計			9,605,636	37.4		12,558,385	50.4
評価・換算差額等		62,865			70,597		
その他有価証券評価差額金							
評価・換算差額等合計			62,865	0.2		70,597	0.3
純資産合計			9,668,501	37.7		12,628,983	50.7
負債・純資産合計			25,679,893	100.0		24,933,304	100.0

(2)【損益計算書】

期別			第22期 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日			第23期 自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日		
科目		注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益 の部	営業収益	* 2	千円	千円	%	千円	千円	%
	委託者報酬			15,153,948			18,588,553	
	運用受託報酬			7,583,471			9,493,556	
	その他営業収益			5,001,454			5,212,268	
	営業収益計			27,738,874	100.0		33,294,379	100.0
	営業費用							
	支払手数料			6,632,673			8,193,557	
	広告宣伝費			107,277			127,648	
	調査費			7,328,739			8,178,928	
	委託調査費		7,328,739			8,178,928		
	委託計算費			236,499			270,331	
	営業雑経費			223,449			297,394	
	通信費			16,707		21,828		
	印刷費			175,198		244,991		
	協会費			31,542		30,573		
	営業費用計			14,528,638	52.4		17,067,860	51.3
	一般管理費	* 1 * 2		6,774,131			7,573,594	
	給料			208,746		222,812		
	役員報酬			3,030,358		3,117,447		
	給料・手当			868,684		1,854,946		
	賞与			518,428		768,165		
	株式従業員報酬			2,147,911		1,610,221		
	その他の報酬							
	交際費			49,991			62,263	
	寄付金			67,044			40,185	
	旅費交通費			175,704			205,560	
	租税公課			46,945			127,967	
	不動産賃借料			351,225			78,412	
	退職給付費用			734,825			205,064	
	固定資産減価償却費			-			74,126	
	事務委託費			516,389			1,949,647	
	諸経費			1,222,952			996,767	
	一般管理費計			9,939,210	35.8		11,313,590	34.0
営業利益				3,271,025	11.8		4,912,927	14.8

期別			第22期 自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日			第23期 自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日			
科目		注記番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
経常 損益 の部	営業外 損益 の部	営業外収益		千円	千円	千円	千円	%	
		収益分配金		21,305			24,534		
		受取利息		15,522			30,237		
		投資有価証券売却益		47			31		
		為替差益		-			10,974		
		雑益		4,058			9,768		
		営業外収益計		40,933	0.1		75,546	0.2	
		営業外費用							
		支払利息	* 2	898			19,014		
		株式従業員報酬	* 1	785,471			231,929		
		為替差損	* 2	31,543			-		
		投資有価証券売却損		819			-		
		雑損		199			0		
		営業外費用計		818,931	3.0		250,944	0.8	
経常利益				2,493,027	9.0		4,737,529	14.2	
税引前当期純利益				2,493,027	9.0		4,737,529	14.2	
法人税、住民税及び事業税				24,863	0.1		1,154,895	3.5	
法人税等調整額				1,287,702	4.6		629,884	1.9	
当期純利益				1,180,461	4.3		2,952,749	8.9	

(3)【株主資本等変動計算書】

第22期
(自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
平成28年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	13,545,174	13,545,174	14,425,174	49,646	49,646 14,474,820	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				6,000,000	6,000,000	6,000,000		6,000,000	
当期純利益				1,180,461	1,180,461	1,180,461		1,180,461	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							13,219	13,219 13,219	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	4,819,538	4,819,538	4,819,538	13,219	13,219 4,806,318	
平成28年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	8,725,636	8,725,636	9,605,636	62,865	62,865 9,668,501	

第23期
(自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
平成29年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	8,725,636	8,725,636	9,605,636	62,865	62,865 9,668,501	
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,952,749	2,952,749	2,952,749		2,952,749	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							7,732	7,732 7,732	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	2,952,749	2,952,749	2,952,749	7,732	7,732 2,960,482	
平成29年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	11,678,385	11,678,385	12,558,385	70,597	70,597 12,628,983	

重要な会計方針

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法によっております。</p>
2 . 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。</p>
3 . 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>当社は確定拠出年金制度（DC）とキャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(3) 金融商品取引責任準備金</p> <p>金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
4 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法</p> <p>役員及び従業員に付与されています、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第22期 (平成28年12月31日現在)	第23期 (平成29年12月31日現在)
該当事項はありません。	同左

(損益計算書関係)

第22期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。	* 1 株式従業員報酬 同左
* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
営業収益 運用受託報酬 1,995,741千円 その他営業収益 4,688,436千円	営業収益 運用受託報酬 2,788,474千円 その他営業収益 4,457,921千円
営業費用 委託調査費 7,328,739千円	営業費用 委託調査費 8,178,928千円 一般管理費 株式従業員報酬 768,165千円 営業外費用 株式従業員報酬 49,644千円 支払利息 19,009千円

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年12月13日 臨時株主総会	普通株式	6,000,000	937,500	平成28年12月22日	平成28年12月22日

第23期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第22期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項 はありません。	同左

（金融商品関係）

第22期
(自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は関係会社借入金であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えています。

第22期
(自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	11,862,842	11,862,842	-
有価証券			
その他有価証券	6,299,991	6,299,991	-
未収委託者報酬	1,456,052	1,456,052	-
未収運用受託報酬	2,336,911	2,336,911	-
投資有価証券			
その他投資有価証券	595,616	595,616	-
関係会社長期借入金	3,000,000	3,000,000	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	11,862,842	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	6,300,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,456,052	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	2,336,911	-	-	-	-	-

長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	3,000,000	-	-	-

第23期
(自 平成29年1月1日
至 平成29年12月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は関係会社借入金及びその他未払金であります。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えています。

第23期
(自 平成29年1月1日
至 平成29年12月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	11,496,401	11,496,401	-
有価証券			
その他有価証券	6,699,989	6,699,989	-
未収委託者報酬	1,925,268	1,925,268	-
未収運用受託報酬	2,636,495	2,636,495	-
投資有価証券			
その他投資有価証券	641,762	641,762	-
その他未払金	1,840,971	1,840,971	-
関係会社長期借入金	3,000,000	3,000,000	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	11,496,401	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	6,700,000	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,925,268	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	2,636,495	-	-	-	-	-

長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	3,000,000	-	-	-	-

(有価証券関係)

第22期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)					第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	500,000	590,780	90,780	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	540,000	641,762	101,762
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	5,000	4,837	164	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	コマーシャル・ペーパー	6,699,989	6,699,989	-
	コマーシャル・ペーパー	6,299,991	6,299,991	-					

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券		
売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
15,228	47	819

売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
6,031	31	-

(デリバティブ取引関係)

第22期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第22期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)																																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用していません。	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（DC）及びキャッシュ・バランス型年金制度（CB）を採用しております。																																
2. 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	2. キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務の期首残高</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">117,676 千円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の発生額</td> <td style="text-align: right;">10,629</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">5,171</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の発生額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>退職給付債務の期末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">123,134</td> </tr> </table> (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">123,134</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">10,629</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債の額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">112,504</td> </tr> </table> (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">117,676</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>確定給付制度に係る退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">117,676</td> </tr> </table> (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">割引率</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">0.20 %</td> </tr> </table> 3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、80,419千円であります。	退職給付債務の期首残高	-	勤務費用	117,676 千円	利息費用	-	数理計算上の差異の発生額	10,629	退職給付の支払額	5,171	過去勤務費用の発生額	-	退職給付債務の期末残高	123,134	積立型制度の退職給付債務	123,134	未認識数理計算上の差異	10,629	貸借対照表に計上された負債の額	112,504	勤務費用	117,676	利息費用	-	数理計算上の差異の費用処理額	-	過去勤務債務の費用処理額	-	確定給付制度に係る退職給付費用	117,676	割引率	0.20 %
退職給付債務の期首残高	-																																
勤務費用	117,676 千円																																
利息費用	-																																
数理計算上の差異の発生額	10,629																																
退職給付の支払額	5,171																																
過去勤務費用の発生額	-																																
退職給付債務の期末残高	123,134																																
積立型制度の退職給付債務	123,134																																
未認識数理計算上の差異	10,629																																
貸借対照表に計上された負債の額	112,504																																
勤務費用	117,676																																
利息費用	-																																
数理計算上の差異の費用処理額	-																																
過去勤務債務の費用処理額	-																																
確定給付制度に係る退職給付費用	117,676																																
割引率	0.20 %																																

(税効果会計関係)

第22期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産（流動資産）	繰延税金資産（流動資産）
未払費用 662,332千円	未払費用 746,590千円
繰越欠損金 483,789	その他 95,980
その他 38,081	小計 842,571
小計 1,184,203	
繰延税金資産（固定資産）	繰延税金資産（固定資産）
長期未払費用 255,529	長期未払費用 219,530
繰越欠損金 349,719	その他 120,760
その他 100,940	小計 340,290
小計 706,189	繰延税金資産合計 1,182,861
繰延税金資産合計 1,890,392	
繰延税金負債（流動負債）	繰延税金負債（固定負債）
未収還付事業税 77,646	その他有価証券評価差額金 31,164
小計 77,646	小計 31,164
繰延税金負債（固定負債）	繰延税金負債合計 31,164
その他有価証券評価差額金 27,751	繰延税金資産純額 1,151,697
小計 27,751	
繰延税金負債合計 105,397	
繰延税金資産純額 1,784,995	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 33.06 %	法定実効税率 30.86 %
(調整)	(調整)
賞与等永久に損金に算入されない項目 15.37 %	賞与等永久に損金に算入されない項目 6.80 %
その他 4.22 %	その他 0.02 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率 52.65 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.67 %

第22期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.06%から、平成29年1月1日及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。

〔セグメント情報等〕

第22期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	15,153,948	7,583,471	5,001,454	27,738,874

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
25,094,631	2,644,243	27,738,874

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第23期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	18,588,553	9,493,556	5,212,268	33,294,379

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
29,476,056	3,818,322	33,294,379

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3 . 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第22期
(自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	25 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	その他営業収益 運用受託報酬 委託調査費	4,688,436 1,995,741 7,328,739		
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	11,212 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金の提供 (注2)	劣後債務の借入	3,000,000	関係会社 長期借入金	3,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2.5年であり、担保は差し入れておりません。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第22期
(自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業		業務委託役員の兼任 (注1) 有価証券の購入	兼務従業員の 人件費等	2,877,113	有価証券	6,299,991
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託		従業員出向受入等役員の兼任 (注2)	出向者に関する人件費等 営業費用及び一般管理費 営業外費用	6,305,928 785,512	未払費用 長期未払費用	8,788,118 2,069,604
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8,000百万ドル	銀行業		現金の預入			現金・預金	2,594,811
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	38百万ドル	投資顧問業		投資助言			未払費用	912,864

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の入件費等に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

第23期
(自 平成29年1月1日
至 平成29年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	42 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	その他営業収益 委託調査費	4,457,921 8,178,928		
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	11,862 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金の提供 (注2) 費用の振替 (注3) 株式報酬	営業外費用	49,644	関係会社 長期借入金 長期未払費用	3,000,000 726,433

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。

(注2) 借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2.5年であり、担保は差し入れておりません。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第23期
(自 平成29年1月1日
至 平成29年12月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業		有価証券の購入 費用の振替(注1)			有価証券 未払費用	6,699,989 455,817
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司	東京都港区	100百万円	資産保有等		費用の振替 サービスの提供(注1)	営業外費用 営業外収益	182,284 9,478	未払費用 長期末払費用	1,303,435 969,880
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8,000百万ドル	銀行業		現金の預入	営業外収益	22,827	現金・預金	2,369,093
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・サービス株式会社	東京都港区	151百万円	不動産の賃貸借、一般総務業務等		費用の振替 資産の保有・サービスの提供(注1)			未払費用	286,241
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	40百万ドル	投資顧問業		投資助言(注2)			未払費用	436,012

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(注2)価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

(1 株当たり情報)

第22期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		第23期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
1 株当たり純資産額	1,510,703円38銭	1 株当たり純資産額	1,973,278円63銭
1 株当たり当期純利益金額	184,447円14銭	1 株当たり当期純利益金額	461,367円06銭
損益計算書上の当期純利益	1,180,461千円	損益計算書上の当期純利益	2,952,749千円
1 株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	1,180,461千円	1 株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,952,749千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第24期中間会計期間末 (平成30年6月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
現金・預金		18,245,187	
支払委託金		18	
前払費用		59,103	
未収委託者報酬		1,931,196	
未収運用受託報酬		1,282,713	
未収収益		546,288	
繰延税金資産		663,994	
立替金		1,063	
流動資産計		22,729,564	95.2
固定資産			
無形固定資産			
ソフトウェア		126,780	
投資その他の資産			
投資有価証券		623,867	
長期差入保証金		55,956	
繰延税金資産		309,282	
その他の投資等		31,799	
投資その他の資産計		1,020,905	
固定資産計		1,147,686	4.8
資産合計		23,877,251	100.0

区分	注記番号	第24期中間会計期間末 (平成30年6月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
流動負債			
関係会社短期借入金		3,000,000	
預り金		91,440	
未払金		642,753	
未払費用		2,526,550	
未払法人税等		611,882	
未払消費税等	* 1	168,915	
賞与引当金		1,528,289	
その他		190,283	
流動負債計		8,760,115	36.7
固定負債			
退職給付引当金		166,573	
長期未払費用		1,263,885	
固定負債計		1,430,459	6.0
負債合計		10,190,574	42.7
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		490,000	
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		12,734,618	
利益剰余金合計		12,734,618	
株主資本合計		13,614,618	57.0
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		72,057	
評価・換算差額等合計		72,057	0.3
純資産合計		13,686,676	57.3
負債・純資産合計		23,877,251	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記番号	第24期中間会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)	
		金額	百分比
営業収益		千円	%
委託者報酬		9,205,647	
運用受託報酬		5,080,349	
その他営業収益		2,716,100	
営業収益計		17,002,097	100.0
営業費用及び一般管理費		15,330,608	90.2
営業利益		1,671,489	9.8
営業外収益	* 1	154,160	0.9
営業外費用	* 2	38,530	0.2
経常利益		1,787,119	10.5
税引前中間純利益		1,787,119	10.5
法人税、住民税及び事業税		553,110	3.3
法人税等調整額		177,776	1.0
中間純利益		1,056,233	6.2

重要な会計方針

項目	第24期中間会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>
2 . 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。</p>
3 . 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計期間に帰属する額を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（DC）とキャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の2本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
4 . その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第24期中間会計期間末 (平成30年6月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債に表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第24期中間会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)	
* 1 営業外収益のうち主要なもの	株式従業員報酬	109,975千円
	受取利息	15,602千円
	雑益	15,448千円
* 2 営業外費用のうち主要なもの	為替差損	27,550千円
	支払利息	9,256千円
3 減価償却実施額	無形固定資産	26,345千円

（リース取引関係）

第24期中間会計期間（自平成30年1月1日 至平成30年6月30日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（金融商品関係）

第24期中間会計期間（自平成30年1月1日 至平成30年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月30日現在における中間貸借対照表計上額、中間貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	18,245,187	18,245,187	-
未収委託者報酬	1,931,196	1,931,196	-
未収運用受託報酬	1,282,713	1,282,713	-
投資有価証券			
その他有価証券	623,867	623,867	-
関係会社短期借入金	3,000,000	3,000,000	-

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によってあります。

関係会社短期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によってあります。

（有価証券関係）

第24期中間会計期間末（平成30年6月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	投資信託	500,000	604,015	104,015
中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	投資信託	20,000	19,852	148

（デリバティブ取引関係）

第24期中間会計期間（自平成30年1月1日 至平成30年6月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第24期中間会計期間（自平成30年1月1日 至平成30年6月30日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	9,205,647	5,080,349	2,716,100	17,002,097

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
14,539,715	2,462,382	17,002,097

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第24期 中間会計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)	
1 株当たり純資産額	2,138,543円20銭
1 株当たり中間純利益金額	165,036円41銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。	
(1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書の中間純利益	1,056,233千円
1 株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	1,056,233千円
差 頃	- 千円
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

(重要な後発事象)

第24期中間会計期間（自平成30年1月1日 至平成30年6月30日）
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1)委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2)本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託銀行

(2018年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

GSエマージング通貨債券ファンド

(2018年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	8,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
野村證券株式会社 ^{*1}	10,000百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
フィデリティ証券株式会社	8,558百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
岡三オンライン証券株式会社	2,500百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
ごうぎん証券株式会社	3,000百万円	
株式会社大光銀行	10,000百万円	
株式会社南都銀行	37,924百万円	
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	
株式会社イオン銀行	51,250百万円	
株式会社きらぼし銀行	43,734百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社滋賀銀行	33,076百万円	
株式会社みなど銀行	27,484百万円	
株式会社山形銀行	12,008百万円	
株式会社山陰合同銀行	20,705百万円	
株式会社八千代銀行	43,734百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	信託業および銀行業を中心としたサービスを提供しています。

*1 新規のお申込みのお取扱いは行いません。

G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コース

(2018年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	信託業および銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社SBI証券	48,323百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券 株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
楽天証券株式会社	7,495百万円	

2 【関係業務の概要】

(1) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託銀行

該当事項はありません。

(2) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・リンクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に、委託会社に関する情報を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用すること、本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することおよびキャッチ・フレーズを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
- ・ 投資信託説明書（交付目論見書）または投資信託説明書（請求目論見書）である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 金融商品取引業者登録番号
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書の閲覧、請求に関する事項
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (2) 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。
- (3) 請求目論見書に本ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (4) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。
- (5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (6) 目論見書に記載された運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木貴司
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山口健志
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRレーティングデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月23日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山口健志
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGSエマージング通貨債券ファンドの平成30年6月23日から平成30年12月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GSエマージング通貨債券ファンドの平成30年12月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRレーティングデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月23日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山口健志
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているG S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コースの平成30年6月23日から平成30年12月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G S エマージング通貨債券ファンド 年2回決算コースの平成30年12月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年8月31日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山口健志
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRRLデータは監査の対象には含まれていません。